

～申込みのしおり～

令和7年12月

区民向け住宅(区営住宅)入居者募集

家族向け 令和8年4月下旬以降入居予定

住宅の種類	募 集 住 宅	所 在 地	募集戸数	対 象
区営住宅	シティハイツ港南	港南3-3-17	1	申込者または親が在住者

都営住宅地元割当(港区内)入居登録者募集のご案内

今回の募集は、空き家入居登録者を募集するものです。

※空き家入居登録者とは、むこう1年間に発生が予想される空き家住宅への入居予定者として登録され、空き家が発生する都度あっせんされる人をいいます。

1~2人入居向け

住宅の種類	募 集 住 宅	所 在 地	募集戸数	対 象
都営住宅	港南四丁目 (1~2人入居)	港南4-5	1	申込者が在住者

**募集期間 令和7年12月1日(月)から
令和7年12月12日(金)まで**

※申し込みは、郵送の場合、12月12日(金)までの消印が有効です。

※区民向け住宅はオンライン申請も可能です。

※12月8日(月)に中間の申し込み状況(倍率)を発表します。

抽選日時 令和8年1月20日(火)午前10時

港区役所本庁舎9階 913会議室(港区芝公園1-5-25)

※抽選結果は、抽選日の午後3時から、港区役所住宅課、各総合支所および東急
コミュニティー・東急セキュリティ共同事業体に掲示するほか、港区区民向け
住宅ホームページに掲載します。

港区指定管理者 **東急コミュニティー・東急セキュリティ共同事業体**
所在地 港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル8階
電話 03-5733-0109
<https://www.minato-sumai.jp/>

区民向け住宅（区営住宅）入居者と、都営住宅地元割当（港区内）入居登録者の募集です。
申し込み資格を満たす人は両方の申し込みができます。

目 次

【区営住宅】

●申し込みから入居まで	4・5
●申し込み方法	6
●申し込みに当たっての注意	6
●親等図	7
●所得区分表	8
●募集住宅の概要と申し込み区分	9
●申し込み資格	10～12
●所得額の確認（所得基準表の見方）	13
●特別控除について	14
●所得の計算方法	15～19
・給与所得の人	16・17
・事業所得の人	18
・年金等を受けている人	19
●住宅・住戸の概要	20～22
●申込書の書き方	24・25

【都営住宅】

●親等図	7
●申し込みから入居まで	26・27
●申し込み方法	28
●申し込みに当たっての注意	28
●入居資格	29～32
●所得基準	33
●所得基準確認の手順	34
●申込者および同居親族ひとりずつの 所得計算	35～38
●特別控除	39
●世帯の所得金額・家族人数	40
●募集住宅概要	41
●申込書の書き方	42・43

申し込みに当たっては、(1)～(4)の順にしたがって、それぞれの内容をよくお読みください。

【区営住宅】

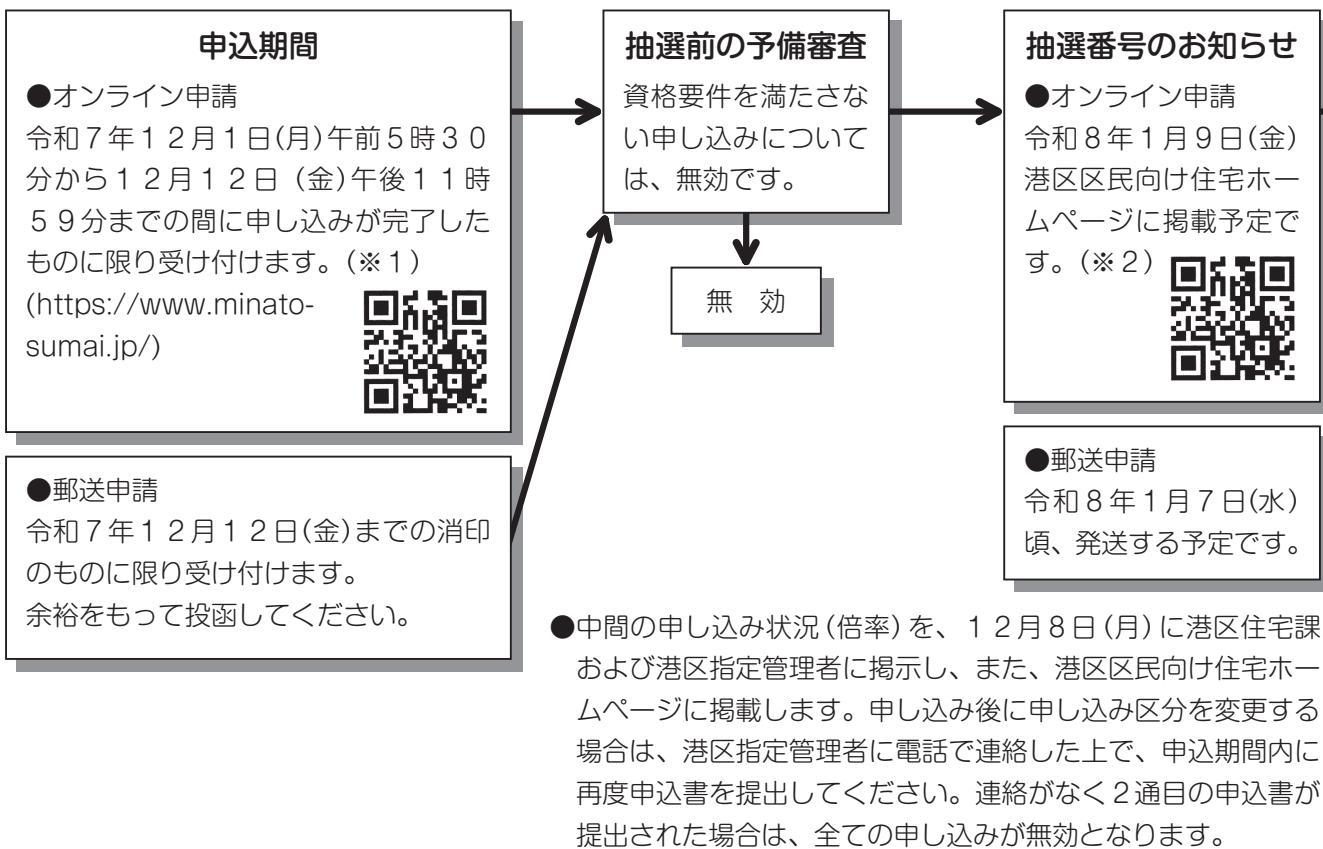
- (1) 申し込み可能な住宅の種類と申し込み資格を確認してください。
10～12ページ「申し込み資格」
13ページ「所得額の確認」（所得基準表の見方）
14ページ「特別控除について」
15～19ページ「所得の計算方法」
- (2) 申し込み住宅を確認してください。
9ページ「募集住宅の概要と申し込み区分」
- (3) 世帯の所得が基準内であるか再度確認してください。
15～19ページ「所得の計算方法」で算出した総所得を
13ページ「所得基準表」に当てはめてください。
- (4) 申込書を作成してください。
6ページ「申し込み方法」・「申し込みに当たっての注意」
24・25ページ「申込書の書き方」

【都営住宅】

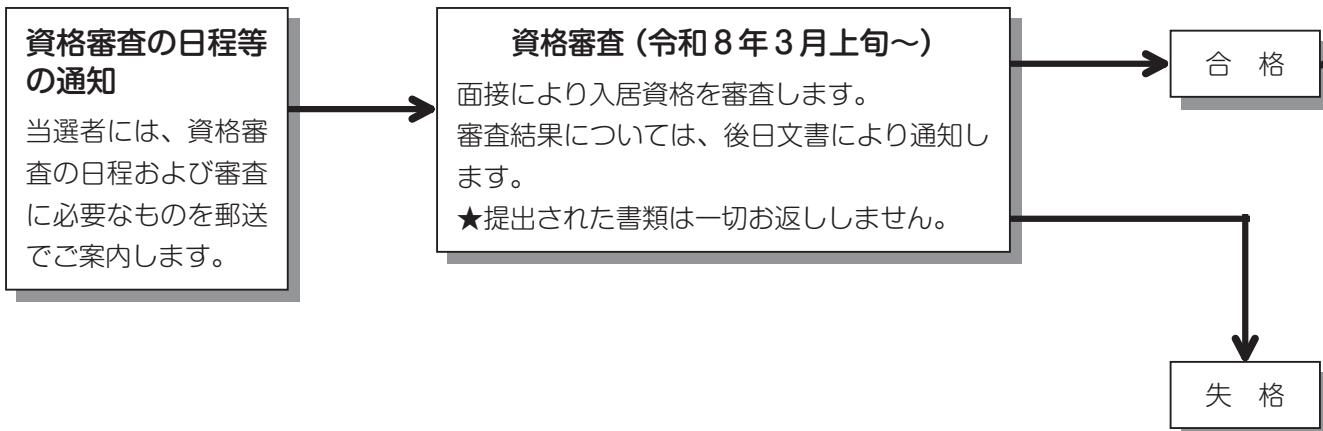
- (1) 入居資格を確認してください。
29～32ページ「入居資格」
33ページ「所得基準」
35～38ページ「申込者および同居親族ひとりずつの所得計算」
39ページ「特別控除」
- (2) 申し込み地区を確認してください。
41ページ「募集住宅概要」
- (3) 世帯の所得が基準内であるか再度確認してください。
35～38ページ「申込者および同居親族ひとりずつの所得計算」で算出した総所得を、
33ページ「所得基準」に当てはめてください。
- (4) 申込書を作成してください。
28ページ「申し込み方法」・「申し込みに当たっての注意」
42・43ページ「申込書の書き方」

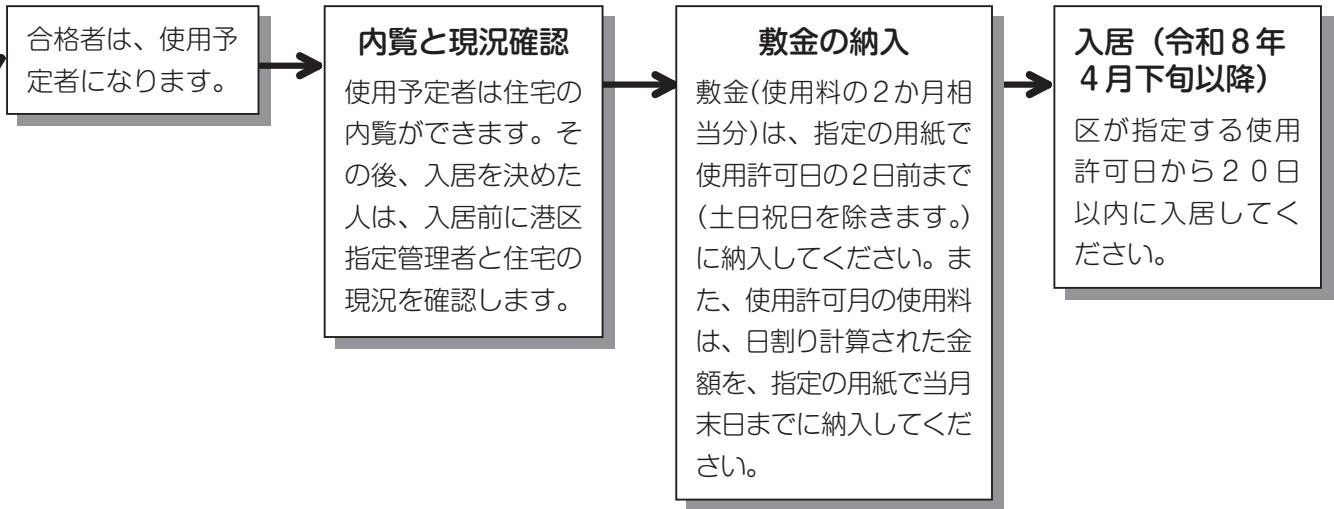
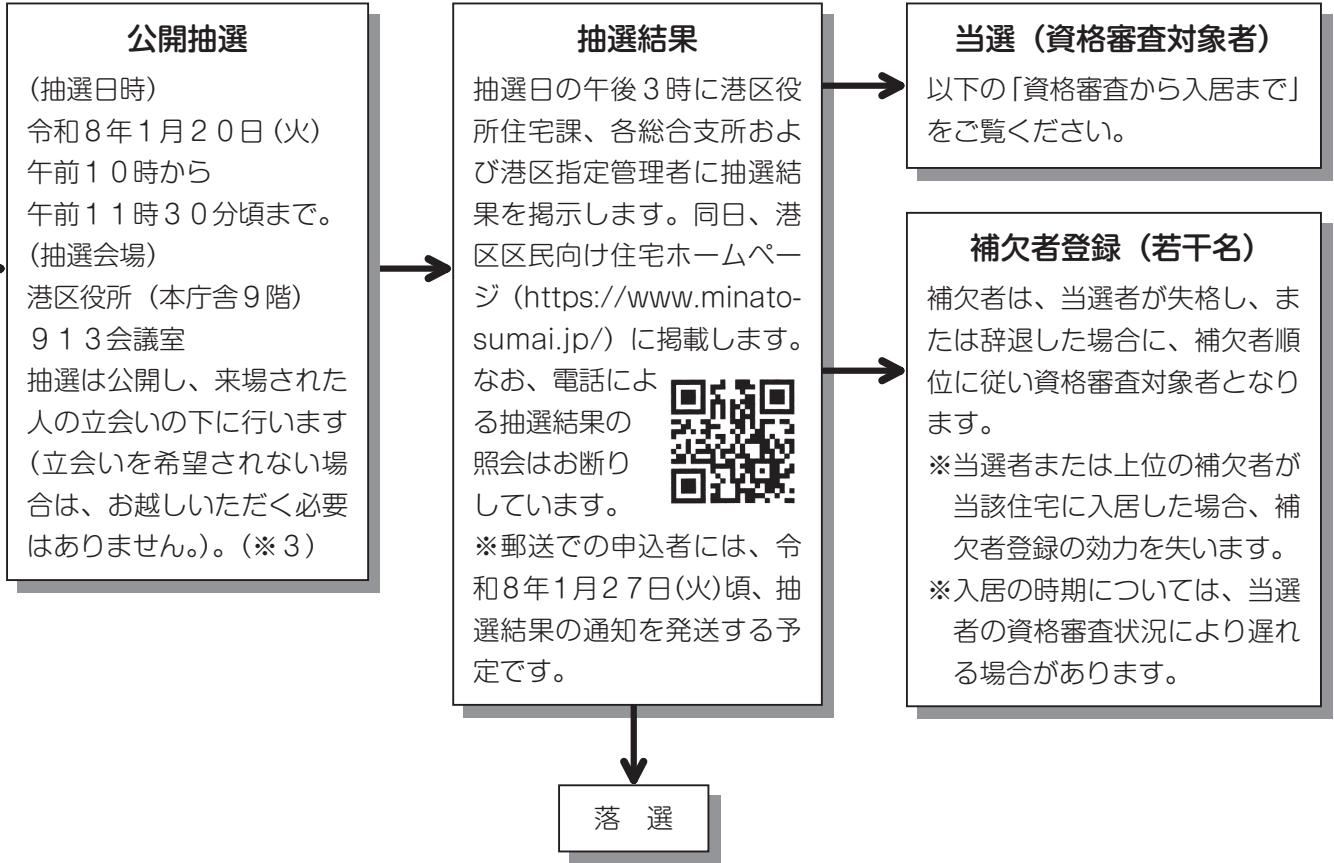
申し込みから入居まで

申し込みから抽選まで



資格審査から入居まで





● 申し込みは、1世帯につき1申請です。

(※1) オンライン申請と郵送での申し込みは併用できません。

オンライン申請と郵送での申し込みが重複した場合は、全ての申し込みが無効となります。オンライン申請時、申し込みに使用したメールアドレス宛てに「到達番号」を通知します。到達番号は抽選番号ではありません。「@logoform.jp」の迷惑メール設定を解除してください。

(※2) 区民向け住宅ホームページにて、**到達番号と抽選番号の対応表を掲載**します。

(※3) オンライン申請については、抽選日当日、会場に到達番号と抽選番号の対応表を掲示します。

詳細は、区民向け住宅ホームページ(<https://www.minato-sumai.jp/>)を確認してください。

区 営 住 宅

申し込み方法

- 申込書に必要事項を記入してください。(記入例は24・25ページ)
- 申込書の返信はがき2か所に85円切手を貼ってください。
※切手が貼られていない場合または不足している場合は、抽選番号を通知することができません。
- 申込書を応募用封筒に入れ、110円切手を貼り、郵送してください。
- オンライン申請も可能です。

申し込みに当たっての注意

- 申し込みは、1世帯につき1通です。1世帯で重複申し込みをした場合、同一人の氏名を2通以上の申込書に記入した場合（同居親族等欄に記入した場合を含みます。）および同居親族等の記入漏れがあった場合は、全ての申し込みが無効となります。また、申込書に記入した内容に不備があった場合は、申し込みが無効となる場合があります。
ただし、区営住宅と都営住宅の両方の資格を満たす場合は、それぞれに申し込むことができます。
- 申し込み後の申込者および同居親族等の変更はできません。
- 申し込みの代行業者は、区および港区指定管理者とは全く関係ありません。

こんなときは…

1 「申し込み後、住所が変わってしまった」

最寄りの郵便局に転居届を出して、抽選番号（返信はがき）その他の通知を受け取ることができますようにしてください。

2 「抽選番号の通知が送られてこない」

申し込み区分を確認の上、以下の問い合わせ先に連絡してください。

切手の貼り忘れ、宛先不明などがあると通知書は発送できません（申込書に不備がなければ、抽選は行います。）。

3 「抽選結果が送られてこない」

申し込み区分を確認の上、以下の問い合わせ先に連絡してください。

4 「当選者（補欠者）となった後に住所が変わってしまった」

以下の問い合わせ先に、はがきで連絡してください。

はがきには、①募集時期 ②申し込み区分 ③抽選番号 ④旧住所 ⑤新住所
⑥電話番号 ⑦申込者名 を記入してください。

※連絡がない場合は、当選者（補欠者）としての効力を失うことがあります。

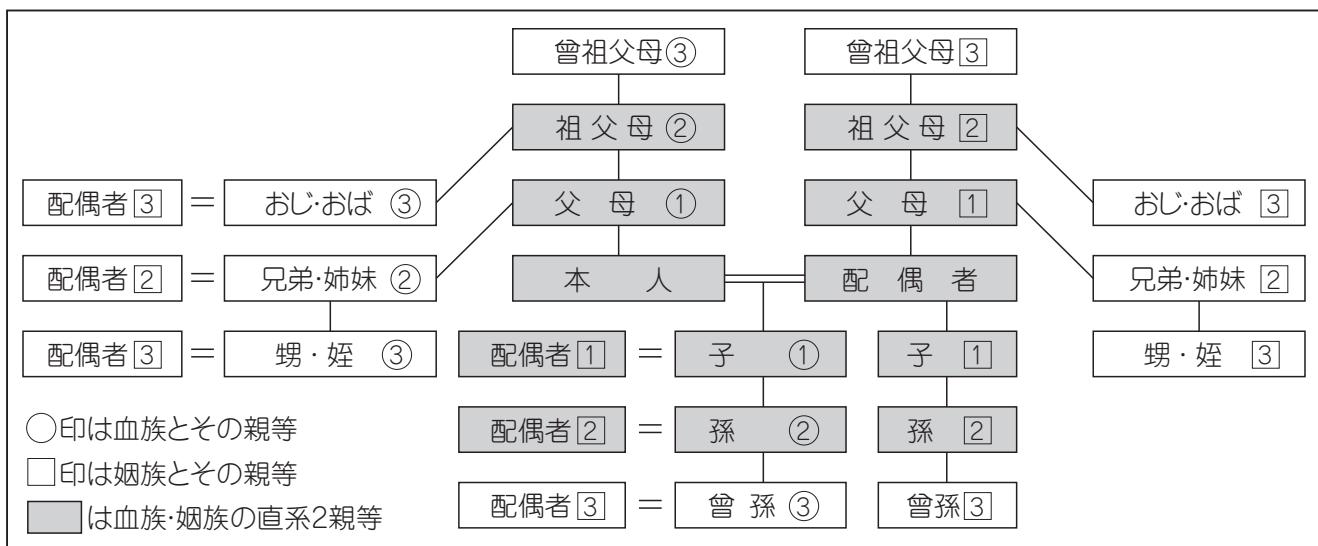
問い合わせ先

〒105-0001 港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル8階

港区指定管理者 東急コミュニティー・東急セキュリティ共同事業体

電話 03-5733-0109

親等図



入居資格に関する基準日一覧表

次ページ以降の入居資格や所得計算の説明にある申込期間、年齢などの基準日は下表のとおりです。

	西暦	和暦	基準日
申込期間	2025年	令和7年	12月1日から12月12日まで
在留実績1年以上	2024年	令和6年	12月13日以前から日本に在留している
区内に3年以上居住	2022年	令和4年	12月13日以前から港区に居住している
16歳以上、23歳未満	2002年	平成14年	12月3日以降の生まれから
	2009年	平成21年	12月13日以前の生まれまで
18歳未満・未成年者	2007年	平成19年	12月3日以降の生まれ
20歳未満	2005年	平成17年	12月3日以降の生まれ
高校修了期までの子ども (18歳に達する日以降の最初の 3月31日までの間にある人)	2007年	平成19年	4月2日以降の生まれ
成年者	2007年	平成19年	12月13日以前の生まれ
60歳以上	1965年	昭和40年	12月13日以前の生まれ
65歳未満	1960年	昭和35年	12月14日以降の生まれ
65歳以上	1960年	昭和35年	12月13日以前の生まれ
70歳以上	1955年	昭和30年	12月13日以前の生まれ

所得区分表

(単位：円)

所得区分 家族数	障 傷 者 等 世 帯					
	一 般 世 帯			世 帯		
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分
2人	0 ～1,628,000	1,628,001 ～1,856,000	1,856,001 ～2,048,000	2,048,001 ～2,276,000	2,276,001 ～2,612,000	2,612,001 ～2,948,000
3人	0 ～2,008,000	2,008,001 ～2,236,000	2,236,001 ～2,428,000	2,428,001 ～2,656,000	2,656,001 ～2,992,000	2,992,001 ～3,328,000
4人	0 ～2,388,000	2,388,001 ～2,616,000	2,616,001 ～2,808,000	2,808,001 ～3,036,000	3,036,001 ～3,372,000	3,372,001 ～3,708,000
5人	0 ～2,768,000	2,768,001 ～2,996,000	2,996,001 ～3,188,000	3,188,001 ～3,416,000	3,416,001 ～3,752,000	3,752,001 ～4,088,000

- ※ 6人以上の世帯は、1人につき380,000円を加算してください。
- ※ 障害者等世帯の内容については、13ページをご覧ください。
- ※ 区営住宅の使用料は、住宅のある地域、住宅の広さおよび世帯の所得に応じて算定されます。なお、世帯の所得により使用料は異なります。
また、入居者の所得については、毎年確認を行います。

入居手続きについて

入居手続き時に、敷金として住宅使用料の2か月分を納入してください。

入居に当たって

- 1 区民向け住宅では、犬、猫等のペットの飼育を禁止しています。
- ※ 補助犬との同居が必要である場合は、事前に区または港区指定管理者に相談してください。
- 2 居住以外の目的（営業のための使用等）に使用することを禁止しています。
- 3 入居後は、防災組織等に加入してください。
- 4 住宅を管理する上で、専有部内に立入り、検査・工事等を行うことがあります。

募集住宅の概要と申し込み区分

区営住宅（家族向け）

住宅名	所在地	申込区分	募集戸数	部屋番号	タイプ	間取り	専有面積(m ²)	エレベーター
シティハイツ港南	港南3-3-17	101	1戸	809	B	2LDK	57.7	有

1 使用料

区民向け住宅は、住宅ごとに使用料が定められています。住宅の使用料は、口座振替による自動引き落しで納入してください。なお、引落口座は、銀行・信用金庫・信用組合・農協・ゆうちょ銀行（郵便局）等からお選びください。住宅の使用料については、22ページの募集住宅の住戸の概要をご覧ください。

また、所得が一定基準以下の世帯は、申請により使用料を減額する制度があります。

2 敷 金

敷金は、使用料の2か月分です。

3 共益費

使用料のほかに共益費がかかります。

共益費は、毎月、使用料と併せて口座振替で納入してください。

4 駐車場とオートバイ置き場

住宅によっては、駐車場があります。駐車場の使用期間は4月を開始月として3年間、オートバイ置き場の使用期間は4月を開始月として2年間です。使用期間開始年度は住宅により異なりますが、新しい使用期間が始まる数か月前に、全ての入居者を対象にして使用者募集を行います。この募集にはすでに使用している人も、継続使用を希望する場合は申し込みが必要です。募集区画より応募数が多い場合は抽選を実施します。

また、募集期間に入居していない人は申込資格がありません。

したがって入居の時期によっては、駐車場・オートバイ置き場を利用できない場合があります。

駐車場を利用する場合の敷金は、使用料の3か月分です。

申し込み資格

年齢等の基準日は7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」で確認してください。

家族向け申し込み資格

申し込みができる人は、申込日現在、次の1～7の全てに当てはまる人に限ります。

1 申込者が成年者であり、次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 申込者が港区内に居住していること。
- (2) 申込者の親または配偶者（内縁および婚姻の予約者を含みます。）の親が港区内に居住していること。
- (3) 申込者とともに港区男女平等参画条例第9条の2第1項に規定するみなとマリアージュ制度を利用する人（利用しようとする人を含みます。）または申込者とともに東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第1項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた人（証明を受けようとする人を含みます。）（以下これらを「パートナーシップ関係の相手方」といいます。）の親が港区内に居住していること。
※外国人は、次のアまたはイの在留資格を有しており、そのことが住民情報で確認できること。
ア 「永住者（特別永住者を含みます。）」「定住者」「日本人の配偶者等」
イ ア以外の在留資格の人は、申込日において、在留実績が継続して1年以上ある人

2 同居親族等がいること。

申込時に、一緒に住んでいる親族（内縁および婚姻の予約者を含みます。）、里子またはパートナーシップ関係の相手方と申し込むことが原則です（外国人は、申し込み時点に日本国で住民登録がされており、在留資格が確認できること。）。

- (1) 現在別に住んでいる人と一緒に申し込む場合は、次のいずれかに当てはまる。
ア 独立して生計を営む2親等内直系血族または直系姻族であり、住宅に困窮している人であること。ただし、入居しようとする世帯が高齢者世帯および心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲内とする。（7ページ親等図参照）
イ 申込日現在、税法上の扶養関係にあること。
ウ 婚姻の予約者（入居手続き時までに入籍できること。）
エ 里子
オ パートナーシップ関係の相手方
- (2) 内縁関係の場合、住民情報で「未届の夫」または「未届の妻」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。
- (3) 次のように家族を分離して申し込むことはできません。
ア 申込者または同居する人が、配偶者（内縁および婚姻の予約者を含みます。）、里子またはパートナーシップ関係の相手方と別居する申し込み
イ 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族、里子またはパートナーシップ関係の相手方を除いた申し込み
※申し込み後は、申込者、同居親族等の変更はできません（出生、死亡等の場合を除きます。）。
※7ページの親等図をご覧ください。

3 世帯の所得が定められた基準内であること。（13ページの所得額を確認してください。）

4 現に住宅に困っていること。

(1) 原則として、自家所有者（入居しようとする親族、里子またはパートナーシップ関係の相手方に自家所有者がいる場合を含みます。）は、申し込むことができません。ただし、次のいずれかに該当する場合は申し込むことができます。

ア 著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅に住んでいる人で、区営住宅入居後2か月以内に取り壊しを証明する登記簿謄本を提出できる場合→入居手続き時までに取り壊しの契約書等で確認します。

イ 差押え、正当な事由による立退要求等により自家所有者でなくなる場合→入居手続き時までに所有権移転登記後の登記簿謄本で確認します。

(2) UR賃貸住宅（旧公団住宅）、公社、地方公共団体が供給する住宅または港区の区立住宅もしくは特定公共賃貸住宅の入居者は、次のいずれかに該当する場合に限り、申し込むことができます。ただし、公営住宅（区営住宅、都営住宅等）の入居者は除きます。

ア 家賃（共益費を除きます。）の負担が年間総収入額を月額に換算した場合の20%以上の場合

イ 住宅が世帯人数に対して著しく狭い場合→※1（入居資格基準表）参照

ウ 通勤時間に片道90分以上かかる場合で、区営住宅に入居することにより片道30分以上短縮される場合（障害者手帳および愛の手帳の交付を受けている人は通勤時間片道60分以上）

エ ひとり親世帯・高齢者世帯・心身障害者世帯、多子世帯、生活保護受給世帯または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯の場合

→※2参照

オ 現に居住する住宅の建替えが既に決定されている場合→入居手続き時に旧公団・公社等の証明書で確認します。

(3) 公営住宅（区営住宅・都営住宅等）の入居者は、次のいずれかに該当する場合に限り、申し込むことができます。

ア 前記(2)のイ、ウに該当するとき。

イ 木造もしくは簡易耐火構造の住宅または浴室のない住宅に入居している場合

ウ 歩行障害が著しい高齢者および障害者で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要とする場合

※原則として、申込者および同居親族等が区民向け住宅の使用料等を滞納している場合は、申し込みません。

※1 4の(2)イに該当する人とは（入居資格基準表）

住宅が狭い	お住まいの住宅の専用面積が次の表に当てはまるこ						
	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
	住宅専用面積（壁芯）	29m ² 未満	39m ² 未満	50m ² 未満	56m ² 未満	66m ² 未満	76m ² 未満
☆壁芯とは、壁の半分が住戸面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。							
(住宅の賃貸借契約書等で確認してください。)							
☆住戸専用面積には、バルコニーは含みません。							

※2 4の(2)工に該当する人とは

1 ひとり親世帯（母子・父子世帯）

申込者本人が配偶者（内縁および婚姻の予約者を含みます。）またはパートナーシップ関係の相手方のない人であり、同居親族等が18歳未満の子どもだけであること。

2 高齢者世帯

申込者本人が60歳以上であり、同居親族等の全員が次のいずれかにあてはまること。

ア 配偶者（内縁および婚姻の予約者を含みます。）またはパートナーシップ関係の相手方

イ 60歳以上

ウ 18歳未満

エ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者

オ 重度もしくは中度の知的障害者（愛の手帳の場合は1度～3度）または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された人を含みます。）

3 心身障害者世帯

申込者本人または同居親族等の1人が次のいずれかにあてはまること。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者

イ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

ウ 重度もしくは中度の知的障害者（愛の手帳の場合は1度～3度）または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された人を含みます。）

4 多子世帯

申込者に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が区営住宅に入居できること。

5 生活保護受給世帯または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給世帯

申込日現在、申込者本人及び同居親族等の全員が生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受給していること。

5 住民税を滞納していないこと。

6 申込者および同居予定者が、当該区民向け住宅において円満な共同生活を営むことができるること。

入居後は、港区営住宅条例および同条例施行規則の規定に従ってください。さらに区または港区指定管理者が住宅の管理上必要な事項について指示した場合は、それを遵守してください。

7 申込者および同居予定者が暴力団員でないこと。

ここでいう暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため警視庁へ照会する場合があります。

【区営住宅】

所得額の確認

世帯の所得金額とは

入居予定者の中で収入のある人全員の所得額の合計が世帯の所得額になります。

それぞれの所得の種類によって算出してください。また、所得の種類が複数ある場合はそれぞれの所得を合算したものがその人の所得金額となります。詳しくは15ページをご覧ください。

15ページで算出したあなたの世帯の所得金額 → 円

所得基準表の見方

あなたの世帯の家族数を下の所得基準表にあてはめ、世帯の所得金額が所得金額欄の範囲内であれば、申し込むことができます。

所得基準表の家族数とは

申込者

+

同居親族等
の数

+

遠隔地扶養者数★

=

家 族 数

[1人]

[人]

[人]

[人]

この人数で所得
基準表をみます



出産する予定であっても
申し込みのとき生まれて
いなければ、その胎児は
家族数には含まれません。

★遠隔地扶養者数とは

申し込む住宅に入居しないが、申込者または同居親族等の
所得税法上の扶養親族数をいいます。例えば、離れて住んで
いる親等を扶養しているような場合です。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていく必要があります。

所得基準表

家 族 数	所 得 金 額	
	一 般 世 帯	障 害 者 等 世 帯
2 人	0～2,276,000円	0～2,948,000円
3 人	0～2,656,000円	0～3,328,000円
4 人	0～3,036,000円	0～3,708,000円
5 人	0～3,416,000円	0～4,088,000円

※ 家族数が6人以上の世帯は、1人につき380,000円を加算してください。

★ 所得基準表の障害者等世帯とは、次の①～⑥のいずれかに該当する世帯です。

① 心身障害者を含む世帯

申込者本人または同居親族等が次のいずれかにあてはまる。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者

イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された人を含みます。）

エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

② 60歳以上の世帯

申込者本人が60歳以上であり、かつ、同居親族全員が、ア 60歳以上、イ 18歳未満の児童のいずれかに該当すること。

③ 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者本人または同居親族等が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

④ 海外からの引揚者を含む世帯

申込者本人または同居親族等が海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人（厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること。）

⑤ ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者本人または同居親族等がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

⑥ 高校修了期までの子どものいる世帯

同居親族等に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人がいること。

特別控除について

1 所得があり、次に該当する人は、本人の所得から控除します。ただし、所得が控除金額を下回っている場合は、その所得金額が控除金額となります。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
⑦寡婦控除	27万円	<p>次に掲げる人でひとり親に該当しない人 (1) 申請者本人または同居親族等で、夫と離婚し、その後婚姻していない人で、次の要件を満たす人 ア 扶養親族（総所得金額等が48万円以下）を有すること。 イ 年間所得金額が500万円以下であること。 ウ 本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいること。 (2) 申請者本人または同居親族等で、夫と死別し、その後婚姻していない人または夫の生死が明らかでない人で、次の要件を満たす人 ア 年間所得金額が500万円以下であること。 イ 本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいること。</p>	
①ひとり親控除	35万円	<p>申請者本人または同居親族等で、現に婚姻していない人または配偶者の生死の明らかでない人のうち、次に掲げる要件を満たす人 (1) その人と生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者または扶養親族とされている人を除き、年間の総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額が48万円以下の）を有すること。 (2) 年間所得金額が500万円以下であること。 (3) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいること。</p>	

1の特別控除額

万円

それぞれ15ページの特別控除金額(A)欄へ

2 申し込み世帯に、次に該当する人がいる場合、世帯の合計所得から控除します。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
⑦老人扶養控除等	1人につき10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で、70歳以上の人	
①特定扶養控除	1人につき25万円	所得税法上の扶養親族で、16歳以上23歳未満の人	
④障害者控除	1人につき27万円	1 愛の手帳の交付を受けている人で3度・4度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された人を含みます。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 4 戰傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2項症の人 5 65歳以上の人で1または3と同じ程度である者として福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	④の特別障害者控除を受ける人は、④の障害者控除を併せて受けることはできません。
②特障害者別控除	1人につき40万円	1 愛の手帳の交付を受けている人で1度・2度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された人を含みます。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 4 戰傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8 65歳以上の人で1または3と同じ程度である者として福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	

2の特別控除額の合計

万円

15ページの特別控除金額(B)欄へ

所得の計算方法

資格審査対象となる所得は、申し込み世帯全員の総所得です。

あなたの所得は？

所得の種類によって以下のように分かれます。

入居予定者の中で収入のある人全員の所得額の合計が世帯の所得額になります。

それぞれの所得の種類によって算出してください。また、所得の種類が複数ある場合はそれぞれの所得を合算したものがその人の所得金額となります。

所得の種類

給与所得	事業所得	年金所得
給料、賃金、ボーナスなどの所得。 たとえば、会社員、店員、日雇い労働者、パート、事業専従者等の所得を言います。 給与で言う年収とは給与所得控除をする前の金額であり、所得とは異なるので注意してください。	事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得等の所得です。 たとえば、自営業、外交員等の所得を言います。 これらの所得は確定申告書で確認できます。	国民年金、厚生年金、共済年金等の所得です。

↓ ↓ ↓

16・17ページをご覧ください。 | 18ページをご覧ください。 | 19ページをご覧ください。

所得としないもの

①次の収入は0円とし、所得としません。

仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含みます。）、遺族および障害を支給事由とする年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的所得

②過去に収入があっても、申し込み日現在失業中の人には0円とします。

③現在は収入があっても、申し込み日以降、次のアまたはイの理由により、令和8年1月末日までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる人は、申込書に退職年月日を記入の上、所得を0円とすることができます。

ア 申し込み日以降に婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合およびみなどマリージュ制度または東京都パートナーシップ宣誓制度に係るパートナーシップ関係を約した場合も含みます。）するため

イ 現在妊娠中で出産するため

世帯の所得金額

所得金額は、世帯全員の現在の仕事（給料、営業、パート、アルバイト、年金等）の所得金額の合計です。収入のある人の所得金額を算出し、下表所得金額合計欄に記入してください。

収入のある人の名前	所得金額 - 特別控除金額(A) = 控除後の金額	★特別控除金額 所得金額から差し引いてください。 詳しくは14ページをご覧ください。
	() - () = ()	
	() - () = ()	
	() - () = ()	
控除後の金額の合計		- [] = []

※婚姻の予約者、みなどマリージュ制度を利用しようとする人または東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けようとする人に所得がある場合（アルバイト・パートを含みます。）は、その所得も合算してください。

あなたの世帯の家族数、世帯の所得金額を13ページの所得基準表の見方に当てはめて、確認してください。

給与所得の人（会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等）

現在の勤め先へ就職した日が

令和6年1月1日以前の人

令和6年1月2日以降の人

現在の勤め先でのあなたの月別収入
を記入してください。

次の(1)(2)(3)から当てはまるケースを選び、収入を計算します。

働いた月	税込支給額	賞与
年月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計	収入計	賞与計

(1) 就職した日が令和6年1月2日～同年12月1日までの
人
〔令和6年12月から令和7年11月までの合計となります。〕

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日が令和6年12月2日以降の人

〔就職した翌月から令和7年11月までの収入計を、
収入のあった月数で割り、それを12倍します。
それに、その間の賞与を加えます。〕

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

申込書の年収額欄

年	収入額
総収入額	所得金額
円	円

下段で計算した
所得金額を記入
してください。

(3) 就職した日が最近で、まだ1か月分の給料が支給され
ていない人

〔基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給され
る固定的給料を12倍してください。〕

$$\boxed{\text{固定的給料}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。
※2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

年間総収入額を所得金額に換算します。

次の区分に従って、年間総収入額を所得金額に換算してください。

年間総収入額が、

(1) 0円～1,627,999円の人

(2) 1,628,000円～6,599,999円の方⇒4,000円単位で端数整理します。

[例] 年間総収入額が2,386,998円の場合

$$\boxed{2,386,998} \div 4,000 = \boxed{596.74} \text{ 小数点以下切捨} \Rightarrow \boxed{596} \times 4,000 = \boxed{2,384,000}$$

(3) 6,600,000円～8,499,999円の人

(4) 8,500,000円～の人は

《源泉徴収票の出る人》

令和 6年分 紙と所得の源泉徴収票

支 払 を受け る 者	住 所 又 は居 所	港区芝公園1-5-25 東京荘101号室		(受給者番号) (個人番号) <input type="text"/> (役職名) 氏名 (フリガナ) ミナト タロウ 港 太郎	
種 別		支 払 金 額	給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源 泉 徴 収 税 額
給与・賞与		内 4 000 千 000 円	2 760 千 000 円	千 内 千 円	千 円
(源泉) 控除対象配偶者の有無等 老人		配偶者の特別の種 控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。) 特定老人その他	16歳未満扶養親族の数 障害者の数 (本人を除く。) 特別その他	非居住者である親族の数
有 従有		千 円	人 従人 内 人 従人 人 従人 人	人 内 人 人	人
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	
内 千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
(摘要)					

申込書の
年収額欄

この金額からマイナス10万円
した額が所得金額です。

※給与所得控除後の金額からマイナス10万円した額

《源泉徴収票の出ない人》

〔令和6年1月から同年12月までの税込支給額を合計し、申込書の「総収入額」の欄に記入し、次に下段の計算式で、年間総収入額を所得金額に換算します。〕

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。
※2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

年間総収入額を所得金額に換算する計算式

年間総収入額	計算式と所得金額	区営住宅の所得金額
550,999円まで	所得金額は0円	所得金額は0円
551,000円から 1,618,999円まで	年間総収入額 (円) - 550,000円 = (円) 所得金額	所得金額 - 100,000円
1,619,000円から 1,619,999円まで	所得金額は1,069,000円	所得金額 - 100,000円 (969,000円)
1,620,000円から 1,621,999円まで	所得金額は1,070,000円	所得金額 - 100,000円 (970,000円)
1,622,000円から 1,623,999円まで	所得金額は1,072,000円	所得金額 - 100,000円 (972,000円)
1,624,000円から 1,627,999円まで	所得金額は1,074,000円	所得金額 - 100,000円 (974,000円)
1,628,000円から 1,803,999円まで	端数整理後の額 (円) × 0.6 + 100,000円 = (円) 所得金額	
1,804,000円から 3,603,999円まで	端数整理後の額 (円) × 0.7 - 80,000円 = (円) 所得金額	
3,604,000円から 6,599,999円まで	端数整理後の額 (円) × 0.8 - 440,000円 = (円) 所得金額	所得金額 - 100,000円
6,600,000円から 8,499,999円まで	年間総収入額 (円) × 0.9 - 1,100,000円 = (円) 所得金額	
8,500,000円から	年間総収入額 (円) - 1,950,000円 = (円) 所得金額	

前ページ上段で
計算した年間総収入額

申込書の年収額欄

年 収 額	
総収入額	所得金額
円	円

計算結果を申込書の
所得金額欄に記入し
ます。

事業所得の人（自営業・外交員等）

① 現在の仕事を始めた日が、令和6年1月1日以前の人

(1) 《確定申告をしている人》

令和6年分の所得税の確定申告書（B）

◎扶養者数	氏名				
◎ 配偶者 特別 控除 扶養 控除	記録者の氏名	生年月日		□ 配偶者控除 □ 配偶者特別控除	
	明・大 昭	年	月	日	
扶養親族の氏名	姓	名	生年月日	控除額	万円
	明	大			
	昭	平			
	明	大			
	昭	平			
	明	大			
	昭	平			
	明	大			
	昭	平			
◎扶養控除額の合計					

第一表

		(単位は円)		
收 入 金 額 等	當業等	(7)	:	:
	農業	(1)	:	:
	不動産	(7)	:	:
	利子	(1)	:	:
	配当	(4)	:	:
	給与	(7)	:	:
	公的年金等	(7)	:	:
	その他	(2)	:	:
	総合課 長期	(7)	:	:
一時		(9)	:	:
所 得 金 額	當業等	(1)	1,000	250
	農業	(2)	:	:
	不動産	(3)	:	:
	利子	(4)	:	:
	配当	(5)	:	:
	給与	(6)	:	:
	雜	(7)	:	:
	総合課 長、一時 (①+(②+③)×%)	(8)	1	
	合計	(9)	1,000	250

第一表

申込書の年収額欄	
年 収 額	
総収入額	所得金額
円	円

この金額（⑧を差引く）
が所得金額となります。

○ 営業専従者に関する事項

氏名	性別 年齢	誕生日	就業場所	労働時間	賃金額	従事月数・程度 仕事の内容		専従者給与(控除)額
						就業月数	程度	
姓:太郎 名:港	男 53	7.10	子	12月	800,000			円
氏名								
姓:大 名:昭	男 53	.	.					
氏名								
姓:大 名:昭	男 53	.	.					
(4) 専従者給与(控除)額の合計額								800,000

第一表

※ 同居親族を事業専従者としている場合、それぞれの専従者給与額を1.6・17ページの下段の計算式により所得を算出してください。

(2) 《確定申告をしていない人》

令和6年1月から同年12月までの所得金額の合計となります。

② 現在の仕事を始めた日が、令和6年1月2日以降の人

現在の仕事を始めた時からの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合 計			

次の(1)(2)から当てはまるケースを選び、所得を計算します。

- (1) 現在の仕事を始めた日が令和6年1月2日から同年12月1日までの
人
〔令和6年12月から令和7年11月までの合計となります。〕

(2) 現在の仕事を始めた日が令和6年12月2日以降の人
現在の仕事を始めた翌月から令和7年11月までの所得
金額の合計を営業した月数で割り、それを1.2倍します。

所得金額合計 × 12 = 営業した月数 推定所得金額

申込書の年収額欄

年 収 額	
総収入額	所得金額
円 <input type="text"/>	円 <input type="text"/>

*病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

年金等を受けている人

- ※ 令和6年1月から同年12月までに支払いを受けた全ての年金等を合計し、以下の説明により「所得金額」に換算してください。ただし、「遺族」「障害」にかかる年金は除きます。
- ※ 年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。

(1)《令和5年12月以前から年金を受けている人》

「令和6年分公的年金の源泉徴収票」等で確認してください。

「源泉徴収票」の場合

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票									
支払を受ける者	住所又は居所								
	氏名								
種別	支払金額			源泉徴収税額					
年金	**1,074,770 円			円					
扶養親族等 申告書の提出 有	本 障害者 無	人 その他 障害者 有	人 老年者 無	控除対象 配偶者 有	配偶者 の有無 無	配偶者 の有無 有	配偶者 の有無 無	配偶者 の有無 有	配偶者 の有無 無
扶養親族の数 特定期定 人	障害者の数 その他の 人	(本人以外) 特定期定 人	社会保険料の金額 (介護保険料額)						
年金の種別	生年月日								

申込書の年収額欄

年 収 額	
総収入額	所得金額
円	円

下段で計算した所得金額を記入してください。

(2)《令和6年1月以降に年金を受け始めた人、年金の支給額が変更になった人》

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし下段で所得金額に換算してください。

◎年金収入を所得におすすめ計算

下表の計算式で所得金額に換算してください。

本人の年齢	年金合計金額の範囲	所得金額に換算する計算			区営住宅の所得金額
		(年金額の合計)	計算式	(所得金額)	
65歳以上	1,100,000円まで			0円	所得金額は0円
	1,100,001~3,299,999円	(円)	-1,100,000円=(円)		所得金額-100,000円
	3,300,000~4,099,999円	(円)	×0.75-275,000円=(円)		所得金額-100,000円
65歳未満	600,000円まで			0円	所得金額は0円
	600,001~1,299,999円	(円)	-600,000円=(円)		所得金額-100,000円
	1,300,000~4,099,999円	(円)	×0.75-275,000円=(円)		所得金額-100,000円

注) 年金のほかに収入のある人は、それぞれ所得を計算し、申込書の年収額欄に2段書きにしてください。

例

職業	年 収 額	
	総収入額	所得金額
会社員	給与〇〇〇円	〇〇〇円
	年金〇〇〇円	〇〇〇円

シティハイツ港南（区営住宅）の概要

建物概要

所在 地 港区港南3-3-17
交 通 JR山手線・京浜東北線「品川」駅
構 造 鉄筋コンクリート造
規 模 地下1階・地上25階建
(平成8年建設)

区営住宅部分

4階～9階の一部
住戸数 49戸
間取り 2DK～3DK（5タイプ）
併設施設 区立住宅・特定公共賃貸住宅・港南図書館・特別養護老人ホーム・ケアハウス・地域包括支援センター・高齢者在宅サービスセンター・地域開放型集会室

設備概要

<専用部分>

- 電気 ●ガス ●給水 ●ガスコンロ
- ガス給湯（台所、浴室、洗面所、洗濯機置き場）
- 電話（1回線、回線増不可、電話機は使用者設置）
- インターホン

<共用部分>

- 住宅入口 1階（オートロック式）
- エレベーター（3基） ●トランクルーム
- 集合郵便受 1階
- 自転車置き場 屋外（原付自転車は使用不可）
- オートバイ置き場 地下1階
- 駐車場 地下1階（機械式）
- ごみ置き場 地下1階 ●CATV

特記事項

- 入居後は、防災組織等に加入してください。
- この住宅は港区営住宅条例および同条例施行規則に基づき管理しています。入居後は、これらの規定を守ってください。
- 全シティハイツでは犬、猫等のペットの飼育および建物内への連れ込みを禁止しています。
※補助犬との同居が必要である場合は、事前に区または港区指定管理者に相談してください。

●全シティハイツは、居住以外の目的（営業のための使用等）に使用することを禁止しています。

●この住宅の東側には首都高速道路が、また北東側には新幹線の引込線が通っているため、騒音の発生が予想されます。なお、居室の窓には防音サッシを使用しています。

●JR線路に隣接しているため、落下物に注意してください。JR線路の架線等に影響を及ぼすと、その入居者に対して高額な賠償金を請求される場合があります。

●各戸にバルコニーがありますが、このバルコニーは緊急時の避難経路ですので、物置、植木等を設置することはできません。また、バルコニーの手すり部分に布団等をかけることや衛星放送アンテナ等を設置できません。

●危険防止のため、石油ストーブの使用はできません。

●この住宅は、網戸を設置していません。網戸が必要な場合は、入居者が用意し、設置費用についても入居者負担となります。

●ごみは地下1階のごみ置き場に指定された分類にしたがって、廃棄してください。なお、粗大ごみについては事前に粗大ごみ受付センターに連絡の上、地下1階の所定の置き場に置いてください。

●CATVの有料放送は、別途、株ジェイコム東京港・新宿との契約が必要です。

●この住宅には、地域開放型集会室があります。このため、入居者以外に地域住民が住宅入口を利用することがあります。

●駐車場について（94台）

住宅駐車場が地下1階にあります。使用料月額は、26,100円です。（敷金は（使用料）3か月分）新規募集は中止しています。

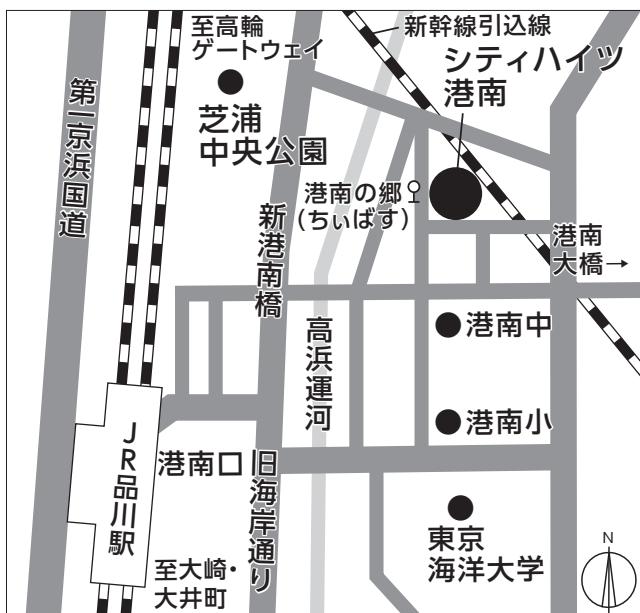
●オートバイ置き場について（46台）

住宅オートバイ置き場が地下1階にあります。空きがある場合は、利用が可能です。利用を希望する場合は、申し込みが必要です。

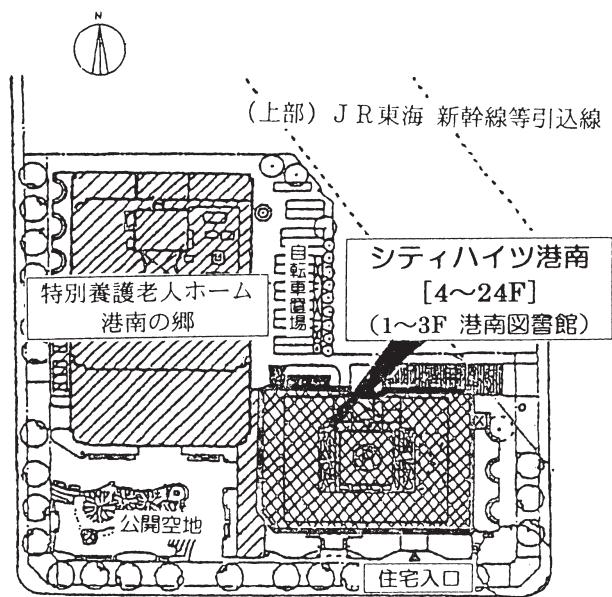
●自転車置き場について

自転車置き場が屋外にあります。空きがある場合は、利用が可能です。利用を希望する場合は、申し込みが必要です。

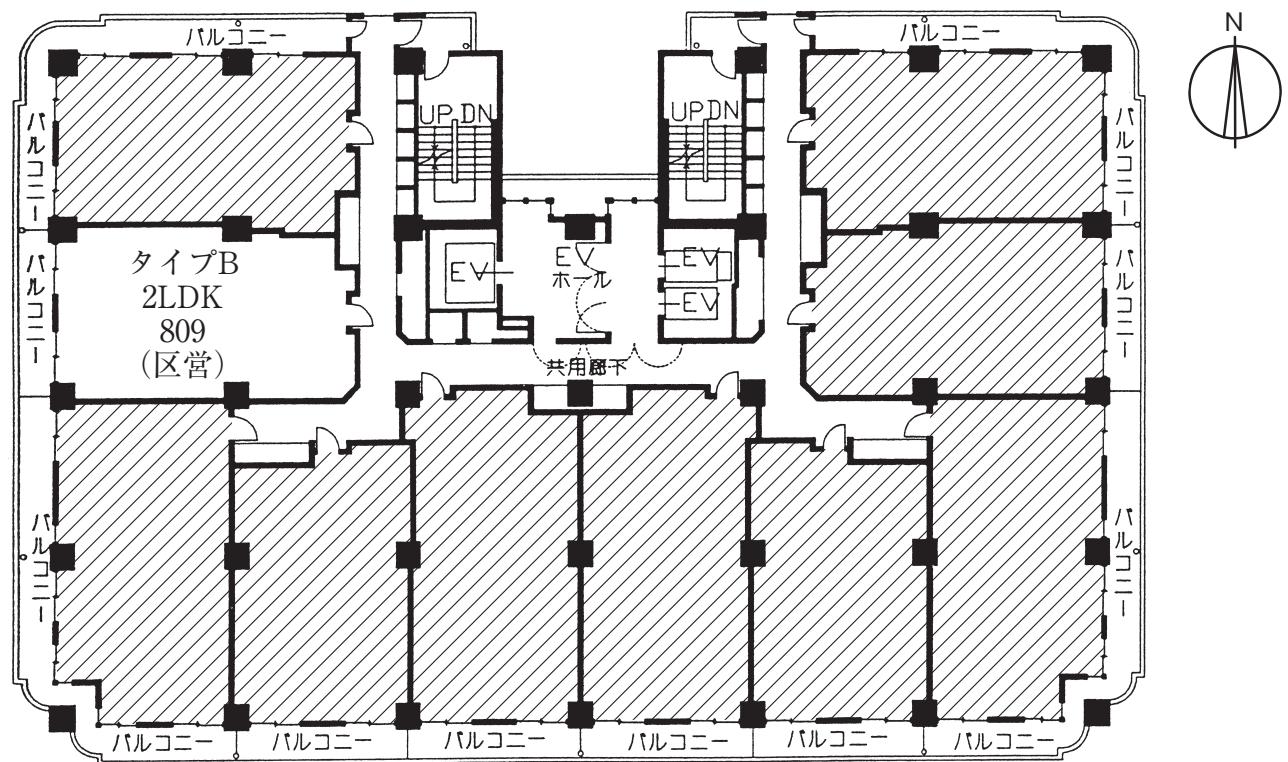
<案内図>



<配置図>



<平面図>

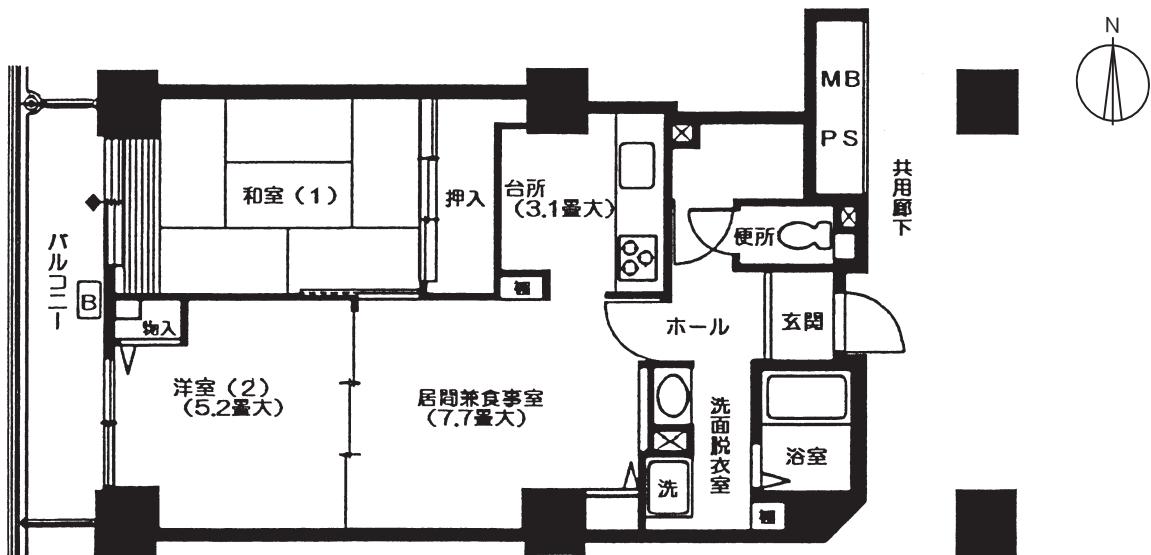


告知事項があります。

住戸の概要

申込区分 101	シティハイツ港南 (家族向け)	部屋番号 809	タイプ B
		間取り 2LDK	専有面積 57.7m ²

【間取り図】



使用料（令和7年度）

（単位：円）

所得区分	障害者等世帯						共益費	
	一般世帯							
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分		
使用料	34,400	39,700	45,400	51,200	58,500	67,500	12,200	

※所得区分は8ページを参照してください。

※実際と異なる場合は、現状を優先します。



申込書の書き方 (太枠内を記入してください。)

(オレンジ色の申込書を外すときは、ホッチキス針でケガをしないよう十分注意してください。)

令和7年12月

No. _____

区民向け住宅(区営住宅) 使用申込書

令和7年12月 日

(宛先)

港 区 長

抽選結果
※

申込区分
101

抽選番号
※

*印についている欄には記入しないでください。

自宅および勤務先の電話番号は、必ず記入してください。

入居予定者全員の氏名を記入してください。

職業は具体的に記入してください(会社員、会社役員、サービス業、公務員、無職、小学6年生等)。

申込者	住所	〒105-0011 港区芝公園1-5-25	自宅電話	03(0000)△△△△
	ふりがな	みなとたろう	携帯電話	090(△△△△)0000
	氏名	港 太郎	生年月日	明治51年4月4日 (49歳)
勤務先	勤務名称	(株)ミナト商事	電話	03(△△△△)XXXX
	所在地	〒105-0003 港区西新橋△-××-〇〇	就業・開業	平成10年4月1日

私は、港区営住宅条例に基づく区営住宅を使用したいので申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき又は申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含みます。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、使用者の決定を取り消されても異議ないことを誓約します。

また、許可の上は、申込者(同居する者を含みます。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。

また、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

また、資格審査の際は、私及び同居者の税情報及び障害者関係情報を区が照会することに同意します。

また、児童福祉法第27条第1項第3号の規定による里親への委託の状況について、児童相談所へ照会がなされることに同意します。

申込住宅を使用しようとする世帯の構成(婚約者等を含む。)						
氏名	続柄	生年月日	職業	年収額		現在働いている勤務先・事業所の名称等
				総収入額	所得金額	
申込者	本人		会社員	2,850,120円	1,813,600円	
みなとはなこ 港 花子	妻	明治51年4月10日 (49歳)	自営	円	500,250円	名称 港食堂 電話 03(△△△△)XXXX
みなといちろう 港 一郎	長男	昭和19年4月15日 (18歳)	高校3年	円	円	名称 電話 (就職・開業日 年月日)
みなとじろう 港 二郎	次男	昭和25年4月20日 (12歳)	小学6年	円	円	名称 電話 (就職・開業日 年月日)
		年月日 (歳)		円	円	名称 電話 (就職・開業日 年月日)
		年月日 (歳)		円	円	名称 電話 (就職・開業日 年月日)
		年月日 (歳)		円	円	名称 電話 (就職・開業日 年月日)
計 4 名			特別控除金額	△250,000円	申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族のうち当該住宅を使用しない者の数(遠隔地扶養)	0人
			差引所得金額	2,063,850円		

申込者の世帯の中で特別控除を受ける人がいる場合は、下欄に記入してください。
(障害者の場合は、障害の程度を記入してください。)

特別控除の区分	老人扶養親族等	特定扶養	寡婦(夫)	障害者または特別障害者	障害の程度
氏名		港 一郎			種級度
					種級度

13~19ページで計算した所得額を記入します。
なお、2か所以上から所得がある場合は、それぞれの所得を合算してください。

85円切手2枚を必ず貼ってください。
切手が貼られていない場合または不足している場合は、抽選番号等を通知することができません。

郵便はがき 必ず貼つてください。	郵便はがき 必ず貼つてください。
105-0011	105-0011
住 所 港区芝公園1-5-25 様方(荘)	住 所 港区芝公園1-5-25 様方(荘)
氏名 港太郎 様	氏名 港太郎 様

〒105-0001 港区虎ノ門3-11-15
SVAX TTビル8階
港区指定管理者 東急コミュニケーションズ・東急セキュリティ共同事業体
TEL. 03-5733-0109

申込区分	101	抽選番号	※
抽選結果	※		

※印のついている箇所には記入しないでください。

----- ②外側にして折ってください (切り離さないこと) -----

※印のついている箇所には記入しないでください。

----- ③外側にして折ってください (切り離さないこと) -----

次の各項目について、該当する番号等に○印を付けるほか、空欄に記入してください。

申込者等の港区内外居住等の有無について	
① 申込者が港区内外に居住している。	
2 申込者または配偶者の親が港区内外に居住している。	
親の氏名 _____	
親の住所 港区 _____	

申込者が現在居住している住宅等について	
1 住宅の種類	
⑦ 民間賃貸住宅 イ UR賃貸住宅(公団)・公社住宅 ウ 公営住宅 エ 区市町村住宅 オ 社宅・寮 カ 自家所有 キ 親族の家	
2 申込世帯の中に土地、または家屋の所有者が ア いる ⑦ いない	
間取り	広さ
2DK	約 50 m ²
家賃	共益費
180,000 円	12,000 円

家族(申込者を含む。)の所得について

所得のある人の氏名	所得の種類(該当するもの全てに○を記入してください。)			
港太郎	① 給与	2 事業所得	3 年金	4 その他
港花子	1 給与	② 事業所得	3 年金	4 その他
	1 給与	2 事業所得	3 年金	4 その他
	1 給与	2 事業所得	3 年金	4 その他

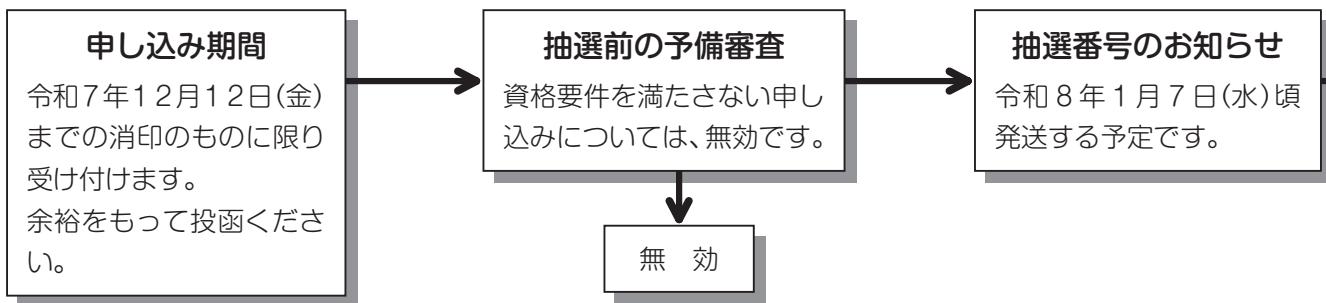
14ページを参照のうえ、該当する特別控除額を記入してください。

現在働いている勤務先は、必ず全ての人について記入してください。
電話番号も必ず記入してください。

都 営 住 宅

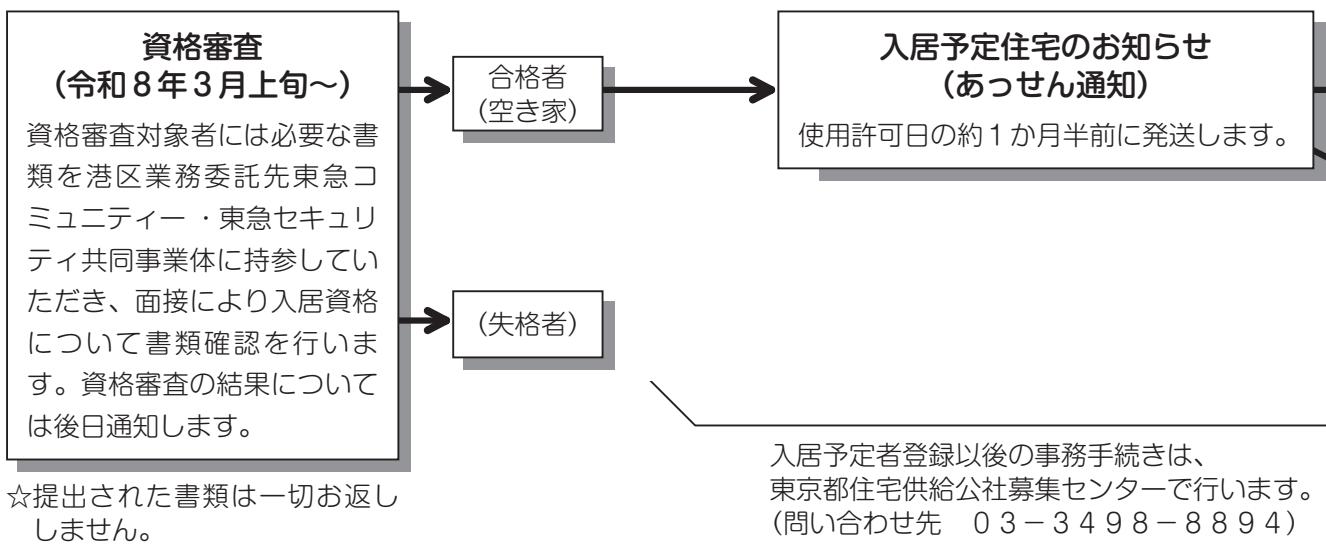
申し込みから入居まで

1 申し込みから抽選まで



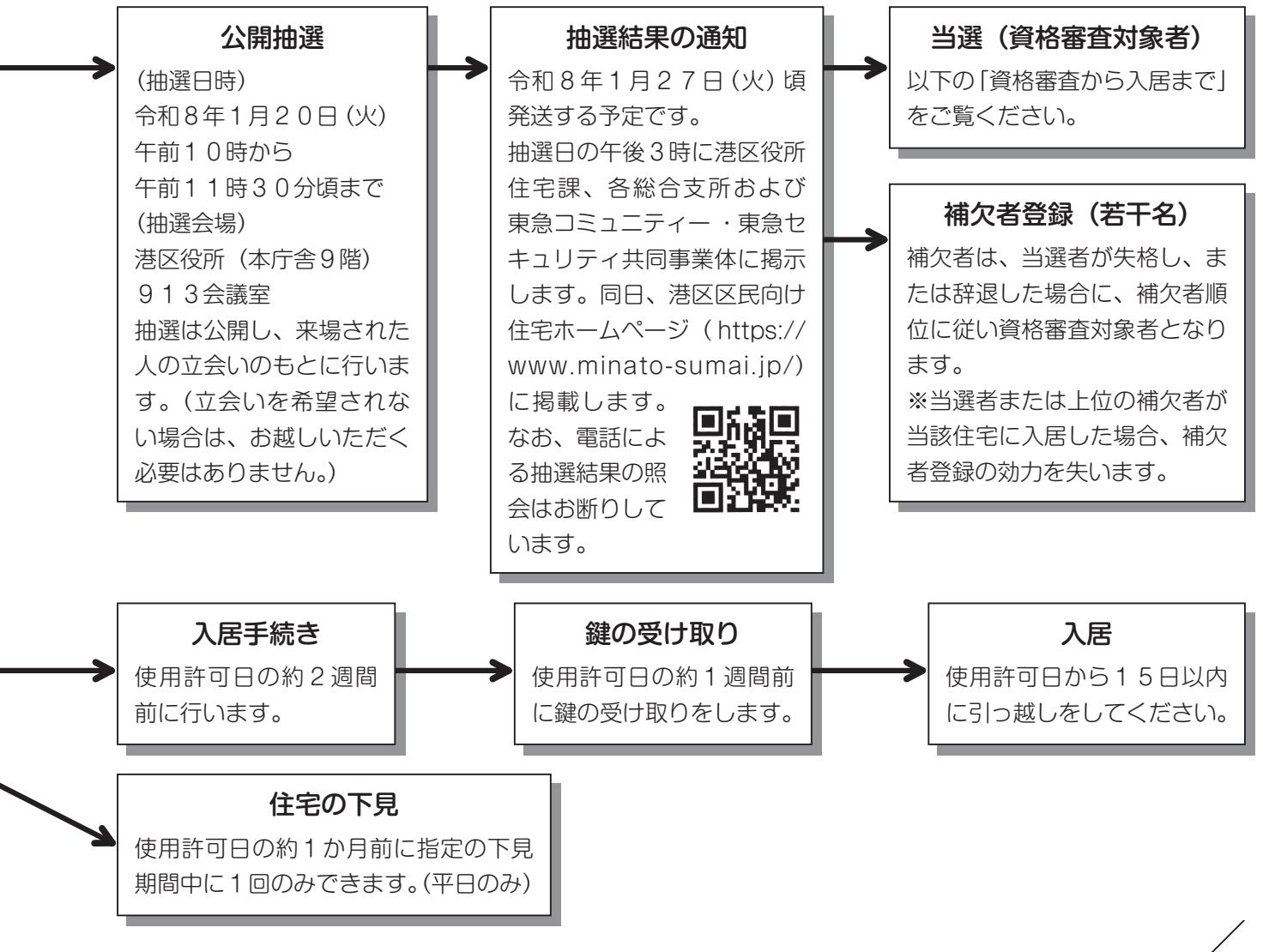
●中間の申し込み状況(倍率)を、12月8日(月)に港区役所住宅課および東急コミュニティ・東急セキュリティ共同事業体に掲示し、また、港区区民向け住宅ホームページにも掲載します。申し込み後に申し込み区分を変更する場合は、東急コミュニティ・東急セキュリティ共同事業体に電話のうえ、申し込み期間内に再度申込書を提出してください。連絡がなく2通目の申込書が届いた場合は、全ての申し込みが無効となります。

2 資格審査から入居まで



住宅のあっせん

41ページの申し込み地区一覧表の募集戸数欄の数字は、実際の空き家の数ではありません。申し込み地区の中で、空き家が発生する都度登録順位の上位の人からあっせんしますので、住宅の指定はできません。なお、家族数が多い世帯に対しても、小さい間取りの住宅しかあっせんできない場合もあります。



入居手続き

入居手続きのときに、住宅使用料の2か月分を保証金として納めてください。

申し込み方法

- 申込書に必要事項を記入してください。(記入例42・43ページ)
- 申込書の返信はがき2か所に85円切手を貼ってください。
※切手が貼られていない場合または不足している場合は、抽選番号を通知することができません。
- 申し込み用封筒に申込書を入れ、110円切手を貼り、必ず郵送してください。

申し込みに当たっての注意

- 申し込みは、1世帯につき1通です。1世帯で重複申し込みをした場合、同一人の氏名を2通以上の申込書に記入した場合（同居親族等欄に記入した場合を含みます。）および同居親族等の記入漏れがあった場合は、全ての申し込みが無効となります。また、申込書に記入した内容に不備があった場合は、申し込みが無効となる場合があります。
ただし、区営住宅と都営住宅の両方の資格を満たす人は、それぞれに申し込むことができます。
- 他の都営住宅募集で、すでに合格し、または登録されている人は、原則として申し込めません。
- 申し込み後の申込者および同居親族等の変更はできません。
- 申し込みの代行業者は、東京都、区および東急コミュニケーションズ・東急セキュリティ共同事業体とは全く関係ありません。

こんなときは…

1 「申し込み後、住所が変わってしまった」

最寄りの郵便局に転居届を出して、抽選番号（返信はがき）その他の通知を受け取ることができるようにしてください。

2 「抽選番号の通知が送られてこない」

申し込み地区番号を確認の上、以下の問い合わせ先に連絡してください。

切手の貼り忘れ、宛先不明などがあると通知書は発送できません（申込書に不備がなければ、抽選は行います。）。

3 「抽選結果が送られてこない」

申し込み地区番号を確認の上、以下の問い合わせ先に連絡してください。

4 「当選者（補欠者を含む。）となった後に住所が変わってしまった」

以下の問い合わせ先に、はがきで連絡してください。

はがきには、①募集時期 ②申し込み地区 ③抽選番号 ④旧住所 ⑤新住所
⑥電話番号 ⑦申込者名 を記入してください。

※連絡がない場合は、当選者（補欠者）としての効力を失うことがあります。

問い合わせ先

〒105-0001 港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル8階

港区業務委託先 東急コミュニケーションズ・東急セキュリティ共同事業体

電話 03-5733-0109

入居資格（2人世帯）

年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」で確認してください。

入居できる人は、次の1～6の全てに当てはまることが必要です。

1 申込者が港区内に居住していること。

- (1) 申込者が港区内に居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1) のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ア 「永住者（特別永住者を含みます。）およびその配偶者等」、「日本人の配偶者等」、「定住者」
 - イ ア以外の在留資格の場合は、申込期間において、在留実績が継続して1年以上あること。

2 同居親族等がいること。

- (1) 申込期間に同居している親族またはパートナーシップ関係の相手方との申し込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族等を除いた申し込みはできません。
- (2) (1) のほか、次の人は申し込みができます。
 - ア 入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者
 - イ 内縁関係の人との申し込みは、申込期間以前より同居していて、住民票の続柄欄が「未届の夫（または妻）」と記載されており、法律上の配偶者がいないこと。
 - ウ パートナーシップ関係の相手方がいる人の申し込みは、パートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ、法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる人との申し込みは、次のいずれかに当てはまること。
 - ア 申込者と婚約している人で、入居手続きの時までに婚姻できること。
 - イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある人。
 - ウ 単身で居住している人または誰からも扶養されていない人で、2親等内の直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または2親等内の直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者）であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が33ページの60歳以上の世帯または心身障害者を含む世帯に当てはまる場合は、3親等内の血族または姻族の範囲とする。（7ページの親等図参照）
- (4) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記（1）～（3）のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) 上記（1）～（4）に当てはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族等が配偶者と別居する申し込みはできません。
なお、離婚の予定がある人は配偶者を除いて申し込みできますが、入居資格審査の時に離婚の成立を証明が必要です。
※申し込み後は、申込者、同居親族等の変更はできません。（出生または死亡の場合を除きます。）

3 世帯の所得が定められた基準内であること。

申し込み世帯の所得の合計が、33ページの所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。→33～40ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

4 住宅に困っていること 住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がないこと。

- (1) 申込者および同居予定者に、住宅または土地の所有者（共有持分がある人、借地上に住宅を所有している人を含みます。）がいないこと。ただし、次のいずれかに当てはまる人は申し込みできます。
 - ア 著しく老朽化し、かつ法的に再構築が困難である住宅を所有している人で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる人（滞納等本人に帰責事由がある場合を除きます。）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。

(2) 申込者および同居親族に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる人は申し込みできます。

住宅	区分	資 格 要 件														
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。														
	UR公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明が必要です。														
	ひとり親世帯（父子・母子世帯）	申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が末届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）のいない方であり、かつ同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること。														
	高齢者世帯	申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまる。 ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が末届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。） イ おおむね60歳以上の方（申込期間に57歳以上の方） ウ 18歳未満の児童														
	心身障害者世帯	申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまる。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者														
	多子世帯	同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が都営住宅に入居できること。														
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。														
公営住宅等	住宅が狭い	お住まいの住宅の専用面積が次の表に当てはまる。 <table border="1"> <tr> <td>世帯人数</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>4人</td> <td>5人</td> <td>6人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>住宅専用面積（壁芯）</td> <td>30m²未満</td> <td>40m²未満</td> <td>50m²未満</td> <td>57m²未満</td> <td>66.5m²未満</td> <td>76m²未満</td> </tr> </table> ☆壁芯とは、壁の半分が住戸面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。 （住宅の賃貸借契約書等で確認してください。） ☆住戸専用面積には、バルコニーは含みません。	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	住宅専用面積（壁芯）	30m ² 未満	40m ² 未満	50m ² 未満	57m ² 未満	66.5m ² 未満	76m ² 未満
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人										
住宅専用面積（壁芯）	30m ² 未満	40m ² 未満	50m ² 未満	57m ² 未満	66.5m ² 未満	76m ² 未満										
通勤時間が長い	通勤時間が片道90分以上かかる場合で、都営住宅に入居することにより片道30分以上短縮される場合 (身体障害者手帳の交付を受けている人は通勤時間片道60分以上)															
居室内的段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者または障害者で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内的移動に介護者等を必要としていること。 ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるスパーエリーフォーム住宅およびバリアフリー仕様住宅のみです（地区一覧の仕様等欄でお確かめください）。なお、スパーエリーフォーム住宅は、居室内外のみ段差を解消しており、玄関・浴室・トイレ等には多少の段差があります。またエレベーター欄が「一部有」の地区を申込みした場合は、エレベーターがある棟にあき家ができるまでお待ちいただきますので、あっせんまで時間がかかることがあります。															

*木造もしくは簡易耐火構造の都営住宅または浴室のない都営住宅に入居されている人は、上の区分に該当しない場合でも申し込むことができます。

*都民住宅等とは、区立住宅、特定公共賃貸住宅を含みます。

*公営住宅等とは、都営住宅、区営住宅、改良住宅をいいます。

5 暴力団員でないこと

申込者および同居予定者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。なお暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

6 以前に都営住宅にお住まいであった人で使用料等に未納分のある人は資格審査までに支払ってください。

入居資格（1人世帯）

年齢等の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」で確認してください。

入居できる人は、次の1～7の全てに当てはまることが必要です。

1 港区内に継続して3年以上居住していること。

- (1) 港区内に継続して3年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。
(2) 外国人については、中長期在留者で、(1) のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

2 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること。

- (1) 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の人（住民票の続柄が未届の夫または妻になっている人）、婚姻の予約者、パートナーシップ関係の相手方を含みます。）がないこと。
(2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者等を除いた申し込みはできません。これには下記（3）に当てはまる人も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族等が配偶者だけの人は、単身で申し込みできますが、入居資格審査の時に離婚の成立を証明が必要です。
(3) 同居している親族等がないこと。ただし、次のいずれかに当てはまるときは申し込みできます。

ア 同居している親族等の全員が、申し込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地への転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、入居資格審査の時にそのことを証明が必要です。

※遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。

イ 居住している住宅の住戸専用面積が、下の入居資格基準未満であること。

入居資格基準表

世帯人数	住戸専用面積（壁芯）	世帯人数	住戸専用面積（壁芯）
2人	30m ² 未満	5人	57m ² 未満
3人	40m ² 未満	6人	66.5m ² 未満
4人	50m ² 未満	7人	76m ² 未満

☆壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。

☆住戸専用面積には、バルコニーは含みません。

3 次の資格要件のいずれかに当てはまること。

(1) 60歳以上の人

(2) 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度である人

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障害者
③知的障害で②の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度）の人の人

※精神障害者および知的障害者は、居住支援の状況を確認する場合があります。

(3) 生活保護又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている人

(4) 海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明で確認できる人（区内居住が3年未満でも可）

※海外からの引揚者とは、昭和20年（1945年）8月15日の終戦に伴ってやむえない理由により日本に引き揚げた者等をいいます。

(5) ハンセン病療養所入所者等のうち、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できる人

(6) 配偶者等（婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。）から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまる人

ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設において保護が終了した

日から起算して5年以内

イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内

4 所得が定められた基準内であること。

入居する人の年間所得金額が33ページの所得基準の範囲内であること。→33~40ページを参考にして、あなたの所得を確かめてください

5 住宅に困っていること。 住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

(1) 住宅または土地の所有者（共有持分がある人、借地上に住宅を所有している人を含みます。）でないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる人は申し込みできます。

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再構築が困難である住宅を所有している人で、その住宅を取り壊す予定であること。

なお、入所資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる人（滞納等本人に帰責事由がある場合を除きます。）。

なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。

(2) 公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人でないこと。

ただし、次の資格要件にあてはまる人は申し込みできます。

住 宅	区 分	資 格 要 件
UR 賃貸住宅 ・ 公社 住宅 ・ 都 民 住 宅 等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。
	高齢者	60歳以上であること。
	心身障害者	次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
	生活保護または 中国残留邦人支援 給付受給者	申込期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
公 営 住 宅 等	通勤時間が長い	通勤時間が片道90分以上かかるており、都営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間が片道60分以上かかるていれば対象とします。
	居室内的段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者または障害者で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要としていること。 ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるスパーエリーム住宅およびバリアフリー仕様住宅のみです（地区一覧の仕様等欄でお確かめください。）。なお、スパーエリーム住宅は、居室内のみ段差を解消しており、玄関・浴室・トイレ等には多少の段差があります。またエレベーター欄が「一部有」の地区を申込みした場合は、エレベーターがある棟にあき家ができるまでお待ちいただきますので、あっせんまで時間がかかることがあります。

※木造もしくは簡易耐火構造の都営住宅または浴室のない都営住宅に入居されている人は、上の区分に該当しない場合でも申し込むことができます。

6 暴力団員でないこと。

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

7 以前に都営住宅にお住まいであった人で使用料等に未納分のある人は資格審査までに支払ってください。

所得基準

世帯の所得金額が家族人数に応じた基準の範囲内であることが必要です。

次ページの手順にしたがって、世帯の所得金額および家族人数を計算し、下の所得基準表に当てはまるかお確かめください。

●所得基準表

家族人数	所得区分（*）	
	一般区分	特別区分
1人	0円～1,896,000円	0円～2,568,000円
2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円
6人	0円～3,796,000円	0円～4,468,000円

家族人数が7人以上の場合は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

*所得区分について

一般区分の額は、下の要件のいずれにも当てはまらない世帯に適用します。

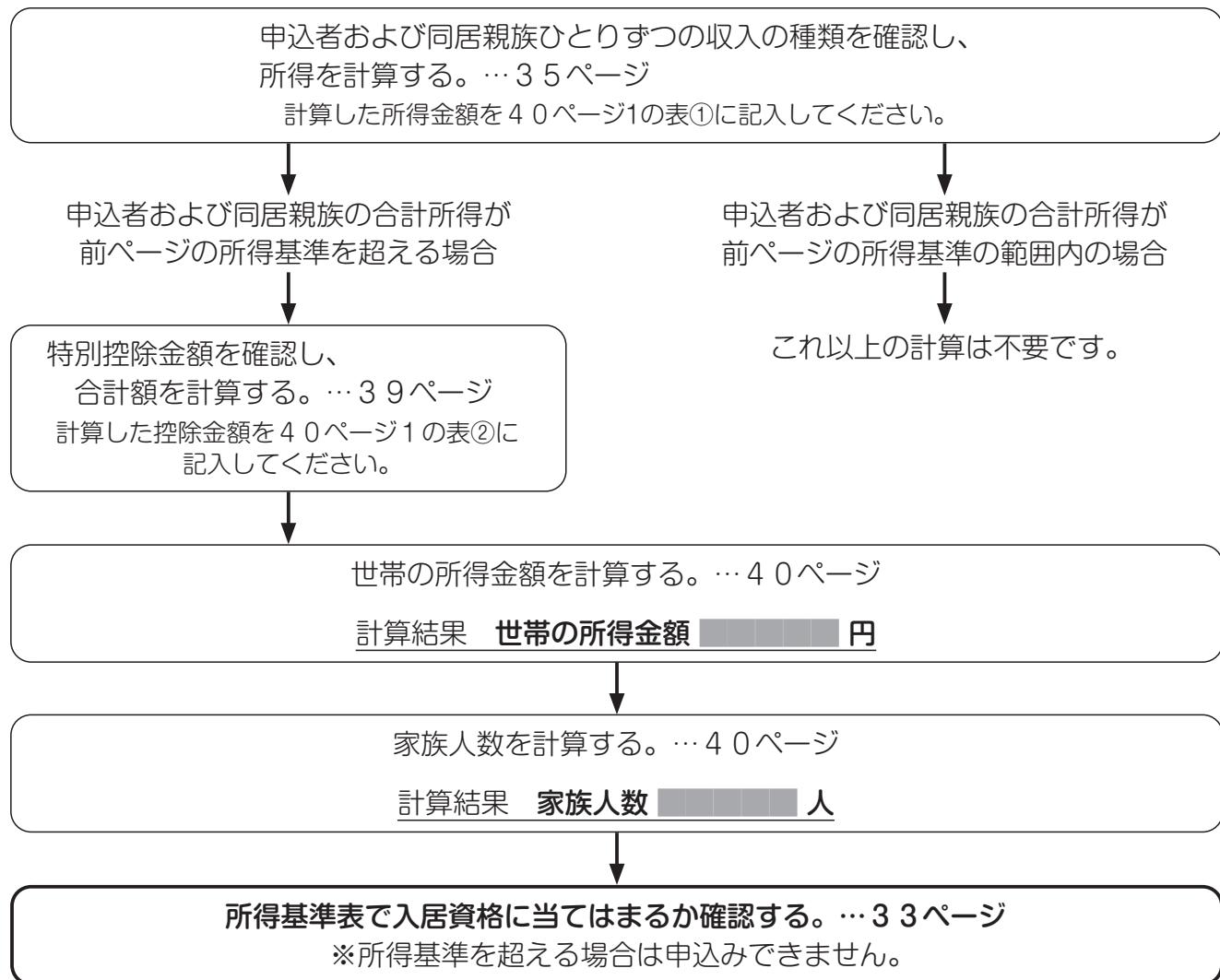
特別区分の額は、下の要件のいずれかに当てはまる世帯に適用します。

(1) 心身障害者を含む世帯
申込者または同居親族に次のいずれかに当てはまる者がいること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
(2) 60歳以上の世帯
申込者が60歳以上であり、かつ同居親族全員が次のいずれかに当てはまること。 ア 60歳以上 イ 18歳未満の児童
(3) 高校修了期までの子どもがいる世帯
同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること。
(4) 原子爆弾被爆者を含む世帯
申込者または同居親族に厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者がいること。
(5) 海外からの引揚者を含む世帯
申込者または同居親族に海外からの引揚者がいて、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。 ※海外からの引揚者とは、昭和20年（1945年）8月15日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。
(6) ハンセン病療養所入所者等を含む世帯
申込者または同居親族にハンセン病療養所入所者等がいて、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

●年齢の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

所得基準 確認の手順

以下の手順にしたがって、世帯の所得金額および家族人数を計算し、所得基準表の範囲内かお確かめください。



所得金額計算上の注意

●計算の対象としないもの

次に当てはまる収入については、所得金額を0円とします。

- ・遺族年金、障害年金
- ・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
- ・退職金等の一時的な所得

●2種類以上の収入がある場合

ひとりで2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

令和5年4月から、審査書類の軽減等、審査の合理化を図るため、原則として「前年の所得」により所得金額を認定します（入居資格審査時には住民税課税証明書により確認します）。ただし、退職等により、「現在の所得」が減少している方については、「現在の所得」により認定を行います（入居資格審査時には退職等の事実や現在の所得を確認できる書類の提出が必要です）。詳しくは35ページ上段をご確認ください。

申込者および同居親族ひとりずつの所得計算

都営住宅の入居資格の有無は、原則として「前年の所得」により判断しますが、前年から現在までの間に退職・廃業した仕事があり現在の所得が減少している方については「現在の所得」によることができます。

以下の手順にしたがって、申込者および同居親族ひとりずつ、「前年の所得」と「現在の所得」のどちらによるか、お確かめください。

Q1 昨年1月1日から現在までの間に退職・廃業した仕事がありますか？

※「結婚するため」または「現在妊娠中で出産をするため」のいずれかの理由により、令和8年1月末までに退職することが申込期間に確定している場合または病気等で休職のため申込期間現在まで収入がなく資格審査日までに退職する見込みがある場合は、退職した仕事が「ある」に進んでください。ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことを入居資格審査のときに証明が必要です。

ない

ある

Q2 退職・廃業する前と現在を比べると、収入は減少していますか？

※退職・廃業した後に、再就職や年金受給の開始などにより新たな収入がある場合は、その収入を含めて比較してください。ただし年金のうち遺族年金と障害年金は計算の対象外のため、0円としてください。

前年	現在
例1 A社で仕事	→ 退職 → 再就職B社 ⇒ A社とB社の収入を比較する
例2 自営業	→ 廃業 → 年金受給開始 ⇒ 事業所得と年金を比較する
例3 C社で仕事	→ 退職 → 無職・無収入 ⇒ 現在収入がないため計算は不要です

減少していない

減少している

「前年の所得」を計算する

- このページから次ページ中ほどまでの計算方法により、所得を計算してください。
- 所得計算は、収入のある方ひとりひとり別々に行ってください。
- 計算した結果を40ページ1の表①に記入してください。

「現在の所得」を計算する

- 次ページ【「現在の所得」を計算する】へすすみ、所得を計算してください。
ただし現在得ている収入の中に、前年1月1日以前から継続しているものがある場合は、その収入に限り「前年の所得」を計算してください。
- 所得計算は、収入のある方ひとりひとり別々に行ってください。
- 計算した結果を40ページ1の表①に記入してください。

「前年の所得」を計算する

収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

1 前年の給与所得を計算する

- 昨年1月から12月の間に得ていた全ての給与収入が計算の対象です。現在すでに退職している仕事があっても、それも含めて確認してください。
- 税法上の所得金額から100,000円を控除し「都営住宅の所得金額」を計算してください。

(1) 1枚の源泉徴収票に、前年の全ての収入が記載してある場合

⑦給与所得控除後の金額の欄に記入されている額が税法上の所得金額です。この額から100,000円差し引いた額が「都営住宅の所得金額」です。

(2) 2枚以上の源泉徴収票がある場合

全ての源泉徴収票の⑦支払金額の合計額を37ページ2の表の「収入額」に当てはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

(3) 源泉徴収票がない場合

37ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって「都営住宅の所得金額」を計算してください。

支 払 を受ける者 （住民登録住所）	（受給者番号） （役職名） 氏名 （フリガナ） 名	（源泉）控除対象配偶者の有無等 老人	（配偶者） 控除の額 （配偶者を除く。）	（ア）親族の数 （配偶者を除く。）	（イ）所得控除の額の合計 老 人 そ の 他 内 従 人 内 従 人	16歳未満扶養親族の数 内 従 人
種 別	支 払 金 額	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円
（社会保険料等の金額）	（生命保険料の控除額）	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円

2 前年の事業等所得を計算する

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。

- 昨年分の所得税の確定申告の控えなどで所得金額を確認してください。⁽¹²⁾から⁽¹¹⁾を差し引いた額が所得金額です。
- 確定申告していない場合は38ページの表を利用して昨年1月から12月までの所得を計算してください。入居資格審査のときには確定申告していることが必要です。

※申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を37ページの給与所得の計算式に当てはめて、「都営住宅の所得金額」に換算してください。

事 業 得 金 額 等	營業等 農業 不動産 利子 配当 給与区分 公的年金等 業務 その他 ^{(7)から(9)までの計} 総合譲渡・一時 合 ⁽¹¹⁾ ⁽¹²⁾	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫
----------------------------	---	--

3 前年の年金所得を計算する

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は0円とします。

※個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

昨年の「公的年金の源泉徴収票」などで年金の支払額を確認してください。この額は「年金収入」です。この額と年齢を38ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表に当てはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 (住所又は 場所 (アリガナ) 氏名)	区分	支払金額	
		所得税法第203条の第1号・第4号適用分	円
	所得税法第203条の第2号・第5号適用分		円
	所得税法第203条の第3号・第6号適用分		円
	所得税法第203条の第7号適用分		円
本人	配偶控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数
性別 その他の ひとり親 寡婦	特定 老人 その他		特別

「現在の所得」を計算する

収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

1 現在の給与所得を計算する

前年の途中から現在までの間に就職し、現在も継続している仕事の収入をもとにして、所得を計算します。

37ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって「都営住宅の所得金額」を計算してください。

なお、前年から現在までの間に退職した仕事については、所得金額を0円とします。

2 現在の事業等所得を計算する

38ページの表を利用して、12か月分の所得を計算してください。

すでに廃業した事業については所得金額を0円とします。

3 現在の年金所得を計算する

前年の途中から現在までの間に新たに受け取り始めた（または支給金額に変更があった）厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は0円とします。

※個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

年金証書や年金決定通知書、支給額変更通知書などで年金額をお確かめください。この額は「年金収入」です。この「年金収入」と年齢を38ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表に当てはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

国民年金・厚生年金保険	年金決定通知書・支給額変更通知書
このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。（決定・変更理由等は裏面でご確認ください。）	
年金の種類	基礎年金番号・年金コード
年金	円

給与収入から給与所得を計算する

1 はじめに、給与収入を計算する

①働いた年月	②給与（諸手当を含む）	③賞与
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
合計 か月(A)	円(B)	円(C)

【注】

- ・給与（諸手当を含む）とは
基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。ただし、課税対象外の交通費、定期代などの収入は除いてください。
- ・仕事先が2か所以上ある場合
それぞれの収入額を計算し、合計してください。

計算上の注意（「前年の所得」を計算する場合）

前年1月から12月までの実際の収入を合計してください。
給与計(B)と賞与計(C)の合計が収入額です。

計算上の注意（「現在の所得」を計算する場合）

月の途中から仕事を始めた場合、その月は「働いた年月」に含めないでください。

- 働いた月数(A)が12か月ある場合は、給与計(B)と賞与計(C)の合計が収入額です。

$$\text{給与計(B)} \text{ 円} + \text{賞与計(C)} \text{ 円} = \boxed{\text{収入}} \text{ 円}$$

- 働いた月数(A)が12か月ない場合は平均月額を12倍して見込みの収入額を計算します。

$$\text{給与計(B)} \text{ 円} \div \text{月数(A)} \text{ か月} \times 12 + \text{賞与計(C)} \text{ 円} = \boxed{\text{収入}} \text{ 円}$$

※申込みの時点で、まだ1か月分の給与が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給料を12倍して、12か月分の見込み額を計算してください。

2 次に、上記で計算した収入を「都営住宅の所得金額」に換算する

12か月分の収入額	税法上の所得金額	都営住宅の所得金額
551,000円未満	0円	0円
551,000円以上 1,619,000円未満	12か月分の収入額 - 550,000円	税法上の所得金額 - 100,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円	969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円	970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円	972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円	974,000円
1,628,000円以上 1,804,000円未満	●次のとおり、12か月分の収入額を端数整理します。 $12\text{か月分の収入額} \div 4 = A$ → Aの1,000円未満を切り捨てた額 = B → Bを右の計算式にあてはめてください。	$B \times 2.4 + 100,000\text{円}$
1,804,000円以上 3,604,000円未満		$B \times 2.8 - 80,000\text{円}$
3,604,000円以上 6,600,000円未満		$B \times 3.2 - 440,000\text{円}$
6,600,000円以上 8,500,000円未満	12か月分の収入額 × 0.9 - 1,100,000円	税法上の所得金額 - 100,000円

- 「都営住宅の所得金額」は、計算によりマイナスになる場合は0円としてください。

計算した「都営住宅の所得金額」を40ページの表①年間所得金額欄に記入してください。

事業等所得を計算する

① 営業した年月	収入	- 必要経費	= 所得金額
年 月	-	=	
年 月	-	=	
年 月	-	=	
年 月	-	=	
年 月	-	=	
年 月	-	=	
年 月	-	=	
年 月	-	=	
年 月	-	=	
年 月	-	=	
年 月	-	=	
合計	か月(A)	所得金額計	円(B)

【注】

- 月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。

計算上の注意（「前年の所得」を計算する場合）

昨年の1月から12月までの実際の所得金額を計算してください。収入合計から必要経費合計を差し引いた額が所得金額です。

計算上の注意（「現在の所得」を計算する場合）

- 申込みする月の前月からさかのぼって、12か月分の所得金額を計算してください。
- 現在の事業を始めたのが最近で、営業した月数が12か月ないときは、所得金額の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。

$$\text{所得金額計(B) 円} \div \text{月数(A) か月} \times 12 = \boxed{\text{12か月分の所得金額}} \quad \text{円}$$

計算した所得金額を40ページの表①年間所得金額欄に記入してください。

年金収入から年金所得を計算する

公的年金の源泉徴収票や「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで確認した年金の額を下表の「年金収入額」の欄に当てはめて、「都営住宅の所得金額」に換算してください。
年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、ひとりひとり、個別に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	税法上の所得金額	都営住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000円まで	0円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額 - 1,100,000円	税法上の所得金額 - 100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額 × 0.75 - 275,000円	
65歳未満	600,000円まで	0円	0円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額 - 600,000円	税法上の所得金額 - 100,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額 × 0.75 - 275,000円	

- 年齢の基準日は、7ページ「入居資格基準日一覧表」でお確かめください。

- 「都営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

計算した「都営住宅の所得金額」を40ページの表①年間所得金額欄に記入してください。

特別控除

申込者および同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」に当てはまる方がいるときは、所得金額から特別控除額を差し引くことができます。

1 申込者および同居親族の合計所得金額から差し引くもの

申込者、同居親族、遠隔地扶養者に、次の「特別控除を受けられる方」に当てはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	特別控除 金額	特別控除を受けられる方	備考
① 老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	
② 特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く。）で16歳以上23歳未満の方	
③ 障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	④の特別障害者控除を受ける方は、③の障害者控除をあわせて受けすることはできません。
④ 特障害別控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方（過去に交付を受けていた方を含む。） 7 常に就寝を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

●年齢の基準日は、7ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

2 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得から差し引くもの

申込者または同居親族に次の「特別控除を受けられる方」に当てはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	特別控除 金額	特別控除を受けられる方	備考
⑤ 寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
⑥ ひとり親控除	35万円	夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあります。）	

- ・公営住宅法施行令の改正により、令和3年7月1日から、従前の「寡婦（寡夫）控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めました。
- ・「⑥ひとり親控除」に該当する方は、「⑤寡婦控除」の適用はありません。
- ・年間所得金額が500万円を超える方は、「⑤寡婦控除」や「⑥ひとり親控除」を受けることはできません。
- ・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方、婚約者がいない場合をいいます。
- ・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

当てはまる控除金額の合計額を40ページ1の表②特別控除の欄に記入してください。

世帯の所得金額・家族人数

1 世帯の所得金額を計算する

下の表を利用して、世帯の所得金額を計算してください。

所得がある方 の名前	① 年間所得金額 マイナスになる場合は0円と記入
	円
	円
	円
	円
年間所得 金額合計 (A)	円

② 特別控除	
老人扶養・特定扶養、(特別)障害者控除	円
計	円
寡婦・ひとり親控除 ※	円
計	円
特別控除 金額合計 (B)	円

世帯の所得金額
差引所得金額 (A) - (B)
円

(A)
35～38ページで計算したひとりひとりの所得金額を①年間所得金額欄に記入し、合計してください。
ひとりで2種類以上の所得がある場合（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額の合計額を記入してください。

(B)
39ページで計算した特別控除の合計金額を②特別控除欄に記入し、合計してください。
※寡婦・ひとり親控除額は、当てはまる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額の同額が控除額となります。
(例) 所得金額が10万円の方の控除額
= 10万円

(A) - (B)
年間所得金額合計(A)から特別控除金額合計(B)を差し引いた金額が「世帯の所得金額」です。

2 家族人数を計算する

①申込者 [1人]	+	②同居親族数 [　　人]	+	③遠隔地扶養者数 [　　人]	=	家族人数 [　　人]
--------------	---	-----------------	---	-------------------	---	---------------

①
申込者とは、申込書の申込者欄に記入する方です。この方が使用許可後の名義人です。

②
同居親族とは、申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。妊娠中の方がいる場合、申込期間に生まれていない子は同居親族数に含めることはできませんが、出生後は都営住宅に入居できます。

③
遠隔地扶養者とは、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族で、都営住宅に入居しない方をいいます。例えば、離れて住んでいる親を扶養している場合などです。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしており、入居資格審査のときに課税証明書で確認が必要です。

上記で計算した「世帯の所得金額」と「家族人数」を33ページの所得基準表にあてはめてください。

所得基準の範囲内であることが必要です。

募集住宅概要

申し込み地区一覧表

申し込み地区番号	住宅名（主な所在地）	募集戸数	間取り 専用面積（m ² ）	入居対象	エレベーター	使用料 (1区分～6区分)	建設年度
301	港南四丁目（港南4－5）	1	2DK (37m ²)	1～2人	有	22,900～45,700	昭和48～50

募集戸数は向こう1年間に発生が予想される空き家の戸数です。実際の空き家の数ではありません。申し込み地区のなかで、空き家が発生する都度、登録順にあっせんしますので、アパートの種類、間取り等を指定することはできません。

◆ 使用料

都営住宅の使用料は、世帯の所得、住宅のある地域、住宅の広さ、建築年数等によって決められます。共益費や自治会費は別になります。

なお、使用料の欄には、住宅の1区分の最低金額と、6区分の最高金額を掲載しています。

◆ 駐車場

団地によっては駐車場（有料）を設置していますが、全戸数分はありません。団地内の路上駐車は禁止されていますので、団地内駐車場が確保できなかった人は団地外の駐車場を探してください。

◆ 親等図

7ページを参照してください。

申込書の書き方 (太枠内と裏面を記入してください。)

(白色の申込書を外すときは、ホッチキス針でケガをしないよう十分注意してください。)

No. _____

**令和7年12月 地元割当
(入居登録者) 募集 都営住宅使用申込書**

令和7年12月日
(あて先)

港区長

私は、東京都営住宅条例に基づく都営住宅を使用したいので、申込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族またはパートナーシップ関係の相手方を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。

申込者番号	301	抽選番号	
抽選結果			

記入漏れのないように注意してください。同居親族の氏名がないものは無効となります。

「住宅に入ろうとする人数」とこの欄に記入された人数が一致していることを確認してください。

33~40ページで計算した所得額を記入してください。

39ページをご覧ください。

40ページをご覧ください。

郵便番号 105-0011 | 自宅電話 03-△△△△-XXXX | 携帯電話 080-△△△△-XXXX

現住所 港区 芝公園1-5-25 | 東京 横浜・アパート 101号室

フリガナ ミナト | タロウ | (□で閉む)

氏名 姓 港 | 名 太郎 | 生年月日 1明治
2大正 39年5月5日
3昭和
4平成

外国人の方へ 本名を必ず記入し、通称がある場合は併記してください。

外国人の場合は、本名を記入してください。

世帯の状況 世帯の状況 車いす使用者がいます 寝たきりの病人がいます 歩行困難者がいます

住宅に入ろうとする人数 (申込者本人を含む) 2人 | 都内居住年数 13年 | 申込者の年齢 満61才

妻の姓氏名 港花子 | 統柄 本人 | 生年月日 (満年齢) 明治42年5月4日 (58才) | 職業 会社員 | 年収額 総収入額 2,400,000円 | 所得金額 1,500,000円 | 勤務先 (現在働いている職場) または学校の所在地・名称 所在地 港区西新橋2-10-19就職(開業鶴町8年7月1日) | 電話 03(0000)△△△△

妻の姓氏名 港花子 | 統柄 妻 | 生年月日 明治42年5月4日 (58才) | 職業 主婦 | 年収額 0円 | 所得金額 0円 | 勤務先 (現在働いている職場) または学校の所在地・名称 所在地 港区西新橋2-10-19就職(開業鶴町8年7月1日) | 電話 ()

妻の姓氏名 港花子 | 統柄 妻 | 生年月日 明治42年5月4日 (58才) | 職業 主婦 | 年収額 0円 | 所得金額 0円 | 勤務先 (現在働いている職場) または学校の所在地・名称 所在地 港区西新橋2-10-19就職(開業鶴町8年7月1日) | 電話 ()

妻の姓氏名 港花子 | 統柄 妻 | 生年月日 明治42年5月4日 (58才) | 職業 主婦 | 年収額 0円 | 所得金額 0円 | 勤務先 (現在働いている職場) または学校の所在地・名称 所在地 港区西新橋2-10-19就職(開業鶴町8年7月1日) | 電話 ()

妻の姓氏名 港花子 | 統柄 妻 | 生年月日 明治42年5月4日 (58才) | 職業 主婦 | 年収額 0円 | 所得金額 0円 | 勤務先 (現在働いている職場) または学校の所在地・名称 所在地 港区西新橋2-10-19就職(開業鶴町8年7月1日) | 電話 ()

妻の姓氏名 港花子 | 統柄 妻 | 生年月日 明治42年5月4日 (58才) | 職業 主婦 | 年収額 0円 | 所得金額 0円 | 勤務先 (現在働いている職場) または学校の所在地・名称 所在地 港区西新橋2-10-19就職(開業鶴町8年7月1日) | 電話 ()

妻の姓氏名 港花子 | 統柄 妻 | 生年月日 明治42年5月4日 (58才) | 職業 主婦 | 年収額 0円 | 所得金額 0円 | 勤務先 (現在働いている職場) または学校の所在地・名称 所在地 港区西新橋2-10-19就職(開業鶴町8年7月1日) | 電話 ()

特別控除金額 △円 | 特別控除対象者 種類 入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族(遠隔地扶養) 人

No.1 | 年間所得金額(特別控除前) | 取入認定期額 | 認定期世帯人数 | 高身精知 | 記入不要

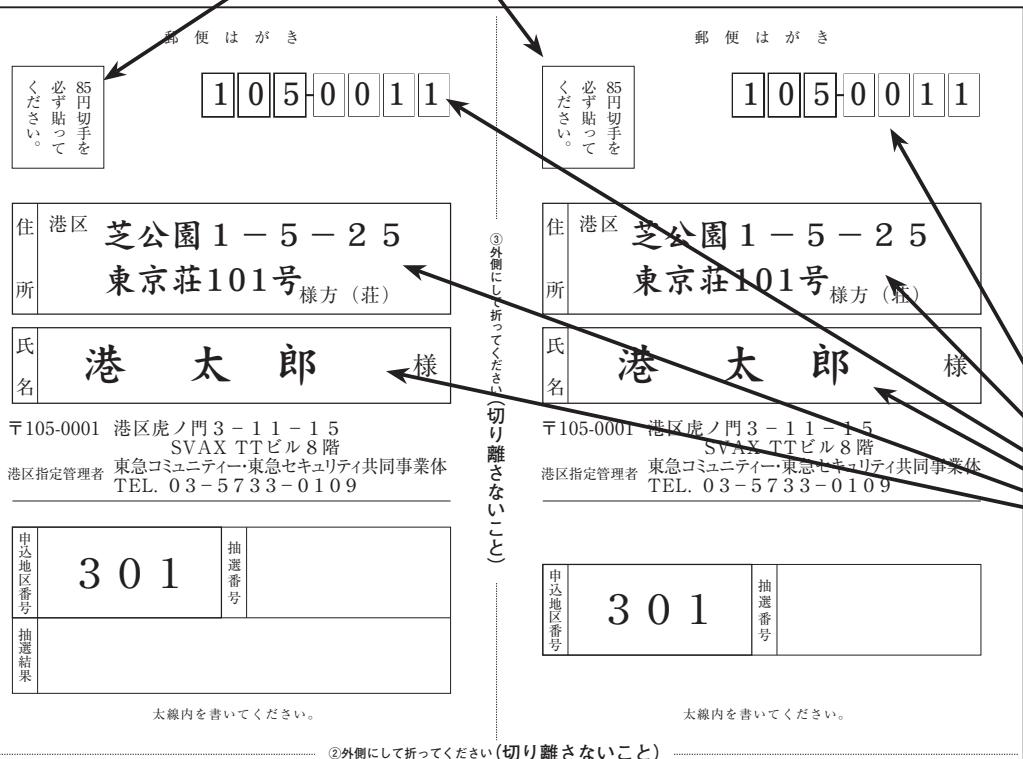
記入ください | 一般扶養 | 特定扶養 | 老人扶養 | 普通障害 | 特別障害 | 寡婦 | 寡夫 | 1 2 3 4 | 5 6 7 8

39ページをご覧ください。

40ページをご覧ください。

85円切手を必ず貼ってください。
送付用封筒にも110円切手を忘れずに！

※申込書の裏面
も必ず記入し
てください。



郵便番号・住所・氏名を必ず記入してく
ださい。

- 上の「はがき」2か所に85円切手を貼ってください。

ポストに投函する前に
もう一度お確かめください。

チェック	項	目
	居住要件に該当していますか？	・港区在住者だけが申し込みます。
	所得基準に該当していますか？	・超過は失格となります。
	同居親族（同居しようとする親族）は、いらっしゃいますか？	・単身世帯での申し込み、不自然な世帯構成での申し込みは失格となります。
	住宅の困窮状況は？	・持ち家等の人は、原則として困窮とみません。
	申込書の記入ものはありませんか？	・不統一な記入等は、失格となります。
	切手は貼りましたか？	・切手が無いと抽せん番号、抽せん結果の通知ができません。

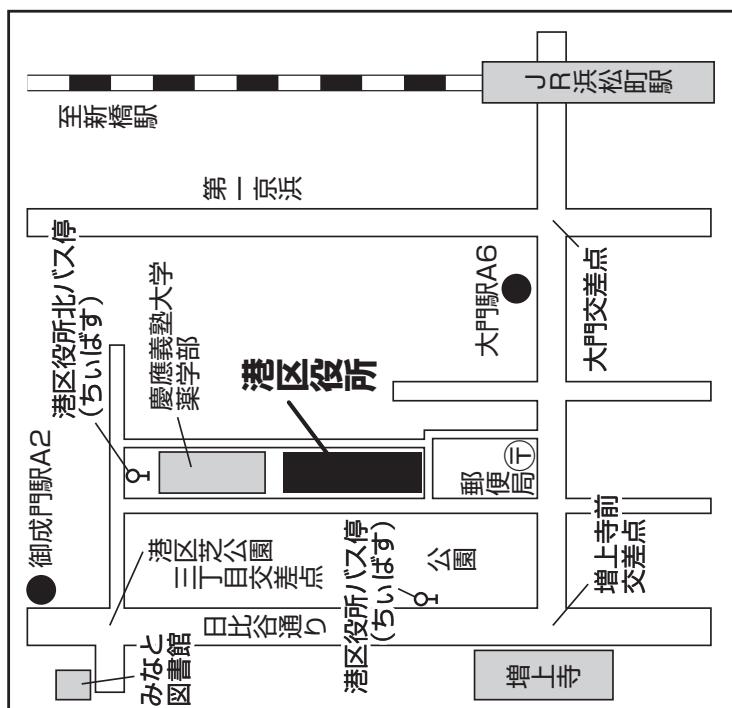
お願い 裏面の質問事項についても、ご記入ください。

内 容 案 例 の 会 場 選 抽

会場》 港区役所本庁舎9階 913会議室

新在世》

港区芝公園1-5-25
抽選日時
令和8年1月20日(火) 午前10時



〈交通機關〉

- JR山手線「浜松町」駅 北口より 徒歩 10分
 - 都営地下鉄浅草線、大江戸線「大門」駅 A6番出口より 徒歩 5分
 - 都営地下鉄三田線「御成門」駅 A2番出口より 徒歩 5分
 - 港区コミュニティバス（ちいばす）芝ルート「港区役所」または麻布東ルート「港区役所北」から 徒歩約 1分

《主な交通機関》

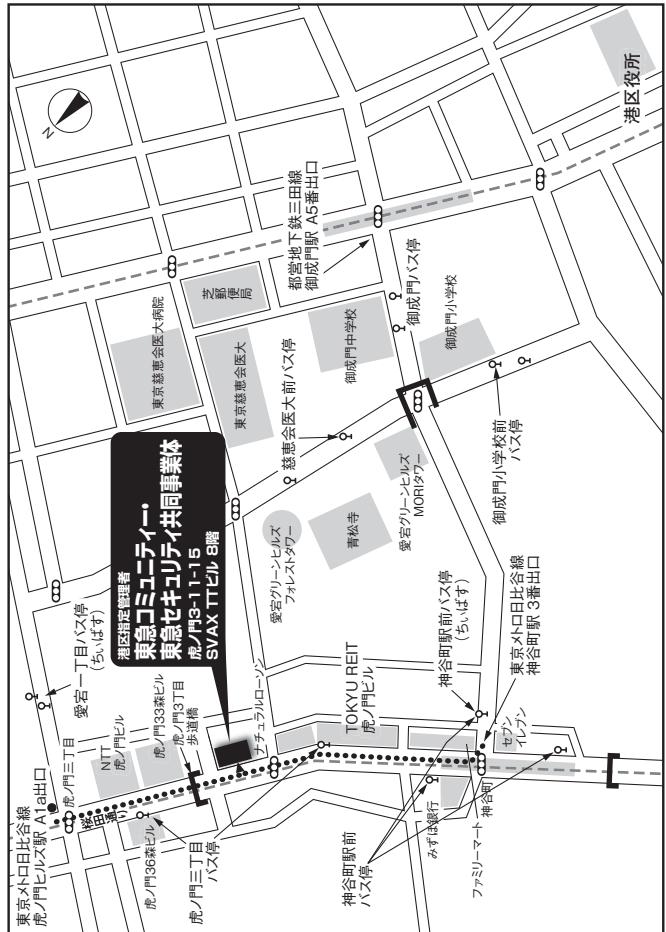
東京メトロ日比谷線	渋88系統 (渋谷駅前)	港区コミュニティバス
東京メトロ銀座線	橋86系統 (目黒駅前)	
都営地下鉄三田線	東98系統 (等々力操車場)	
地下鉄	浜95系統 (品川車庫)	

港区指定管理者 東急コミュニケーションズ・東急セキュリティ共同事業体のご案内

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル 8階
電話 03-5733-0109
港区区民向け住宅本「ハベーナ」：<https://www.minatitv.jp>

Digitized by srujanika@gmail.com

業務内容	窓口開設時間	電話番号
民間向け住宅（区営住宅、特定公共賃貸住宅、区立住宅）、障害者住宅、都営住宅、都民住宅等に開すること	月曜～金曜 （祝日、振替休日、年末年始12/29～1/3を除く） 第2・第4土曜・日曜 （祝日、年末年始12/29～1/3を除く）	TEL 03-5733-0109
募集に関すること (募集期間のみ開設)	月曜～金曜 （祝日、振替休日、年末年始12/29～1/3を除く）	TEL 03-5733-0129



※当事務所には、駐車場がありませんので、車での来社はお断りいたします。

トヨタ自動車販売 A1a出荷より徒歩約2分

東京メトロ日比谷線	都営地下鉄	東京メトロ銀座線	都営地下鉄三田線	浅88系統（渋谷駅前～新橋駅前）	橋86系統（目黒駅前～新橋駅前）	東98系統（等々力操車所～東京駅丸の内南口）	浜95系統（品川車庫前～東京タワー）	港区コミュニティバス「ちいばす」
東神谷駅 3番出口より徒歩約3分	虎ノ門駅 2B番出口より徒歩約8分	御成門駅 A5番出口より徒歩約9分	虎ノ門三丁目バス停より徒歩約1分	神谷町駅前バス停より徒歩約4分	慈恵会医大前バス停より徒歩約5分	往：神谷町駅前バス停より徒歩約4分 復：御成門小学校前バス停より徒歩約6分	神谷町駅前バス停より徒歩約4分 （麻布東ルート） 愛宕一丁目バス停より徒歩約2分 (芝レント)	
東神谷駅 3番出口より徒歩約3分	虎ノ門駅 2B番出口より徒歩約8分	御成門駅 A5番出口より徒歩約9分	虎ノ門三丁目バス停より徒歩約1分	神谷町駅前バス停より徒歩約4分	慈恵会医大前バス停より徒歩約5分	往：神谷町駅前バス停より徒歩約4分 復：御成門小学校前バス停より徒歩約6分	神谷町駅前バス停より徒歩約4分 （麻布東ルート） 愛宕一丁目バス停より徒歩約2分 (芝レント)	
東神谷駅 3番出口より徒歩約3分	虎ノ門駅 2B番出口より徒歩約8分	御成門駅 A5番出口より徒歩約9分	虎ノ門三丁目バス停より徒歩約1分	神谷町駅前バス停より徒歩約4分	慈恵会医大前バス停より徒歩約5分	往：神谷町駅前バス停より徒歩約4分 復：御成門小学校前バス停より徒歩約6分	神谷町駅前バス停より徒歩約4分 （麻布東ルート） 愛宕一丁目バス停より徒歩約2分 (芝レント)	